

平成22年度

事業概要

横浜市資源循環局



あなたの毎日に、エコをプラスしよう。
Yokohamaエコ活。

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 第1 機構・組織・人員及び予算 | 2 市民・事業者・行政が協働し、 ごみ減量を推進・・・・・・・・・・30 |
| 1 資源循環局組織図・・・・・・・・・・1 | (1) 「ヨコハマはG30」推進本部 |
| 2 資源循環局事務分掌・・・・・・・・・・4 | (2) G30サポーター |
| 3 所属・職種別人員表・・・・・・・・・・11 | (3) G30コーディネーター |
| 4 平成22年度予算・・・・・・・・・・12 | (4) 環境事業推進委員制度 |
| 第2 ごみ処理 | (5) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰 |
| 1 平成21年度処理状況・・・・・・・・・・20 | (6) 発生抑制に向けた取組 |
| 2 平成21年度ごみ組成・・・・・・・・・・21 | 3 徹底的なごみの分別と資源化の推進・・33 |
| 3 処理状況の推移・・・・・・・・・・22 | (1) 家庭系ごみ |
| 第3 ごみと資源物の収集 | ア 分別収集品目拡大事業 |
| 1 家庭系ごみ・・・・・・・・・・24 | イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集 |
| (1) 燃やすごみ | ウ 古紙及び古布の分別収集 |
| (2) 缶・びん・ペットボトル | エ プラスチック製容器包装の分別収集 |
| (3) 小さな金属類 | オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集 |
| (4) 乾電池 | カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度 |
| (5) プラスチック製容器包装 | キ 集合住宅対策 |
| (6) スプレー缶 | ク 資源集団回収促進事業 |
| (7) 古紙 | ケ 資源回収ボックス事業 |
| (8) 古布 | コ センターリサイクル事業 |
| (9) 燃えないごみ | サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成 |
| (10) 粗大ごみ | シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成 |
| 2 事業系ごみ・・・・・・・・・・26 | ス 生ごみ回収・資源化調査事業 |
| 3 動物の死体処理・・・・・・・・・・26 | セ 地域還元事業 |
| 4 ごみ処理原価年度別推移・・・・・・・・26 | (2) 事業系ごみ |
| 第4 横浜G30プランの推進 | ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ |
| 1 市民・事業者・行政が情報を共有・・27 | イ 立入調査 |
| (1) 広報啓発活動 | ウ 焼却工場での搬入物検査 |
| (2) リサイクルプラザ事業 | エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度 |
| (3) リサイクルコミュニティセンター事業 | オ せん定枝のリサイクル |
| | カ 公共用コンポスト事業 |
| | キ 「市役所ごみゼロ」の推進 |

| | |
|---|--------------------------|
| 4 | 環境に配慮したごみ処理の推進・・・41 |
| | (1) 焼却処理 |
| | (2) 焼却灰の有効利用 |
| | (3) 埋立処分 |
| | (4) 焼却工場の余熱利用 |
| | (5) 廃棄物資源化技術の調査・研究 |
| | (6) 排出禁止物・適正処理困難物 |
| | (7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導 |
| 5 | 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進・・・45 |
| | (1) クリーンタウン横浜事業 |
| | (2) 不法投棄防止対策 |
| | (3) 放置自動車の処理 |

第5 し尿処理

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 収集処理の状況・・・47 |
| 2 | 終末処理の状況・・・47 |
| 3 | 公衆トイレ・災害対策用トイレ・・・47 |
| 4 | 浄化槽・・・47 |
| | (1) 浄化槽設置の手続き |
| | (2) 設置指導及び工事検査 |
| | (3) 維持管理指導 |
| 5 | し尿・浄化槽等汚泥収集状況・・・48 |

第6 産業廃棄物

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 産業廃棄物・・・49 |
| | (1) 発生状況と処理状況 |
| | (2) 産業廃棄物の処分状況 |
| 2 | 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、 適正処理の推進・・・50 |
| 3 | 第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画・51 |
| 4 | 不適正処理の監視・指導・・・51 |
| 5 | 排出事業者指導・・・51 |
| 6 | 処理業者指導・・・52 |
| | (1) 許可件数の推移 |

| |
|-------------------|
| (2) 産業廃棄物処理業許可業者数 |
| (3) 実績の報告 |
| (4) 立入指導 |

| | |
|----|-----------------------|
| 7 | 最終処分指導・・・52 |
| 8 | 公共関与による処理処分施設・・・53 |
| 9 | 産業廃棄物処分場跡地利用・・・53 |
| 10 | 建設リサイクル法等に係る事務・・・53 |
| 11 | 自動車リサイクル法に係る事務・・・54 |
| 12 | 戸塚区信濃町産業廃棄物処分場対策・・・54 |

第7 研修・厚生

| | |
|---|-------------|
| 1 | 職員研修・・・55 |
| 2 | 衛生管理・・・55 |
| | (1) 特別健康診断等 |
| | (2) その他 |
| 3 | 事故防止対策・・・55 |
| | (1) 労働衛生教育等 |
| | (2) 諸施策 |

第8 (財)横浜市資源循環公社

| | |
|---|------------------------|
| 1 | 概要・・・56 |
| | (1) 設立年月日 |
| | (2) 所在地 |
| | (3) 基本財産 |
| 2 | 事業内容・・・56 |
| | (1) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業 |
| | (2) 廃棄物管路収集施設管理運営事業 |
| | (3) クリーンセンタービル管理事業 |
| | (4) グリーンコンポスト施設管理運営事業 |
| | (5) 資源選別施設管理運営事業 |
| | (6) 粗大ごみ受付収集事業 |
| | (7) 資源回収センター管理運営事業 |
| | (8) 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業 |
| | (9) 輸送事務所管理運営事業 |

- (10) 指定管理者としてのリサイクル施設の管理運営事業
- (11) 搬入土砂監視検査事業
- (12) 南本牧処分場陸地部有効活用事業

- 4 美化推進重点地区の指定・・・105
- 5 自動販売機の届出対象地区の指定・・・105
- 6 喫煙禁止地区の指定・・・105
- 7 横浜市が処分する産業廃棄物・・・106
- 8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び
適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく
総合施策・・・108

第9 手数料関係

- 1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用・・・58
- 2 ごみ処理手数料の推移・・・59
- 3 動物死体処理手数料の推移・・・60

資料編

第1 条例・規則

- 1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び
適正処理等に関する条例・・・62
- 2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び
適正処理等に関する規則・・・72
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の
防止及び適正な処理に関する条例・・・84
- 4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止
及び適正な処理に関する条例施行規則・・・87
- 5 横浜市リサイクル施設条例・・・89
- 6 横浜市リサイクル施設条例施行規則・・・91
- 7 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則・・・92
- 8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の
防止等に関する条例・・・93
- 9 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の
防止等に関する条例の一部を改正する条
例の施行期日を定める規則・・・96
- 10 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の
防止等に関する条例施行規則・・・96

第2 主要な告示

- 1 一般廃棄物処理実施計画・・・98
- 2 再生利用等促進物の指定・・・105
- 3 適正処理困難物の指定・・・105

第3 事業年表

- 1 沿革・・・109
- 2 最近の事業・・・110

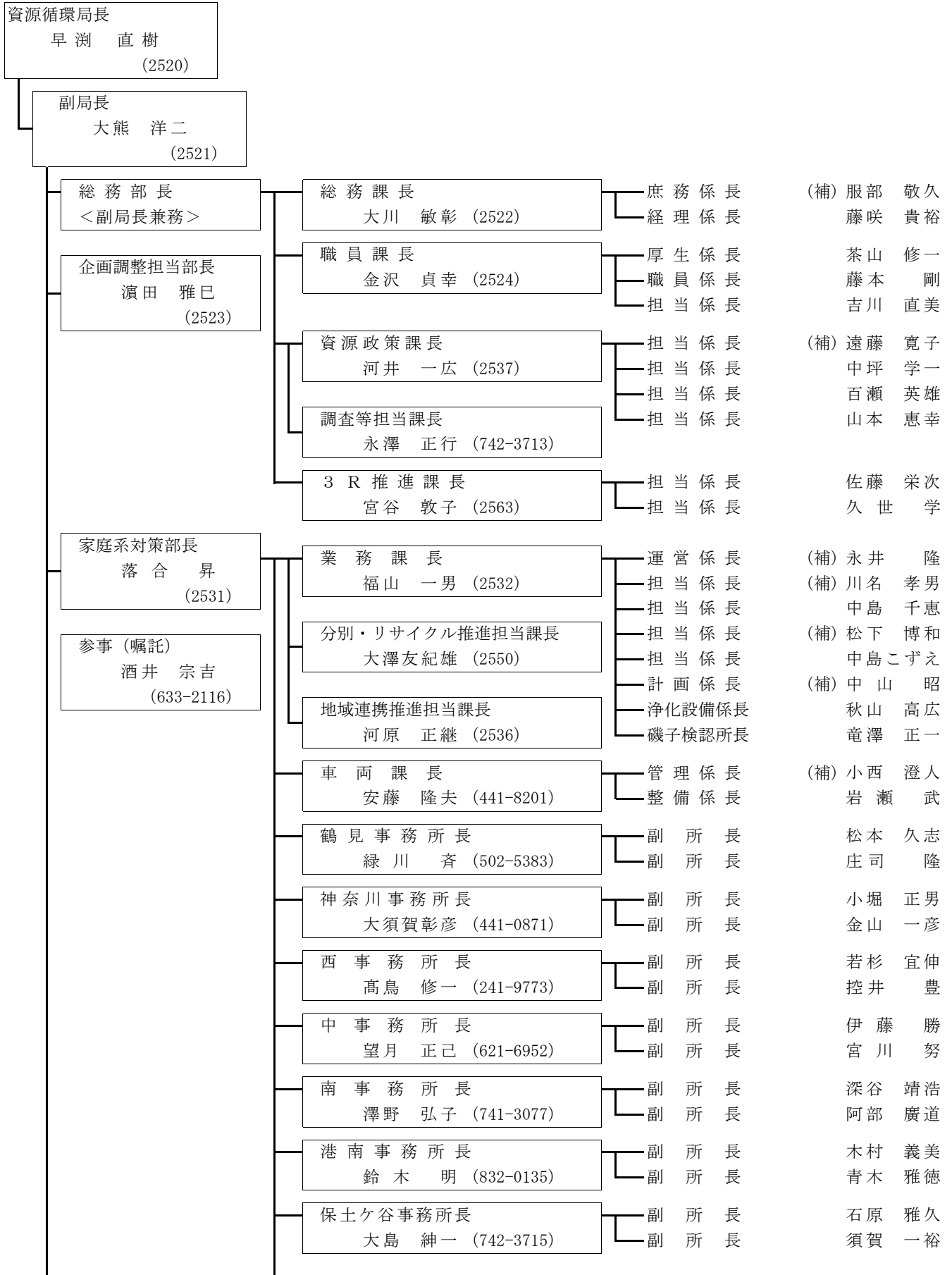
第4 施設・車両等

- 1 施設・・・116
 - (1) 車両課
 - (2) 事務所
 - (3) し尿検認所
 - (4) 焼却工場
 - (5) 資源政策課調査等担当
 - (6) 最終処分場
 - (7) 職員住宅
 - (8) リサイクル施設等
 - (9) 収集施設
 - (10) 余熱利用施設
 - (11) 粗大ごみ収集センター
 - (12) 公衆トイレ
- 2 焼却工場・輸送事務所一覧・・・122
 - (1) 焼却工場
 - (2) 輸送事務所
- 3 車両等・・・125
 - (1) ごみ関係車両
 - (2) し尿関係車両
- 4 資源化施設一覧・・・126
- 5 施設配置図・・・128

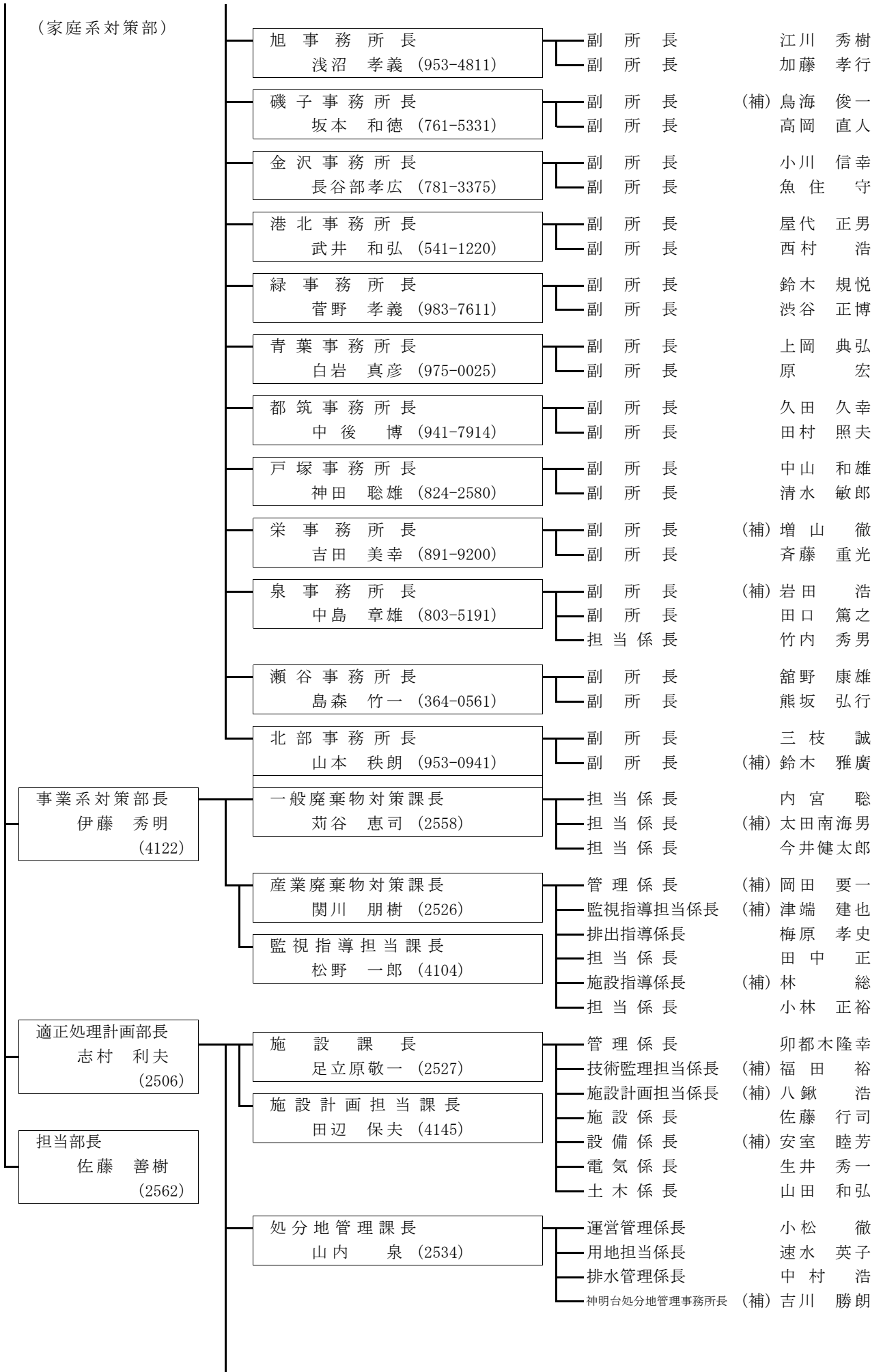
第1 機構・組織・人員及び予算

1 資源循環局組織図(平成22年5月1日)

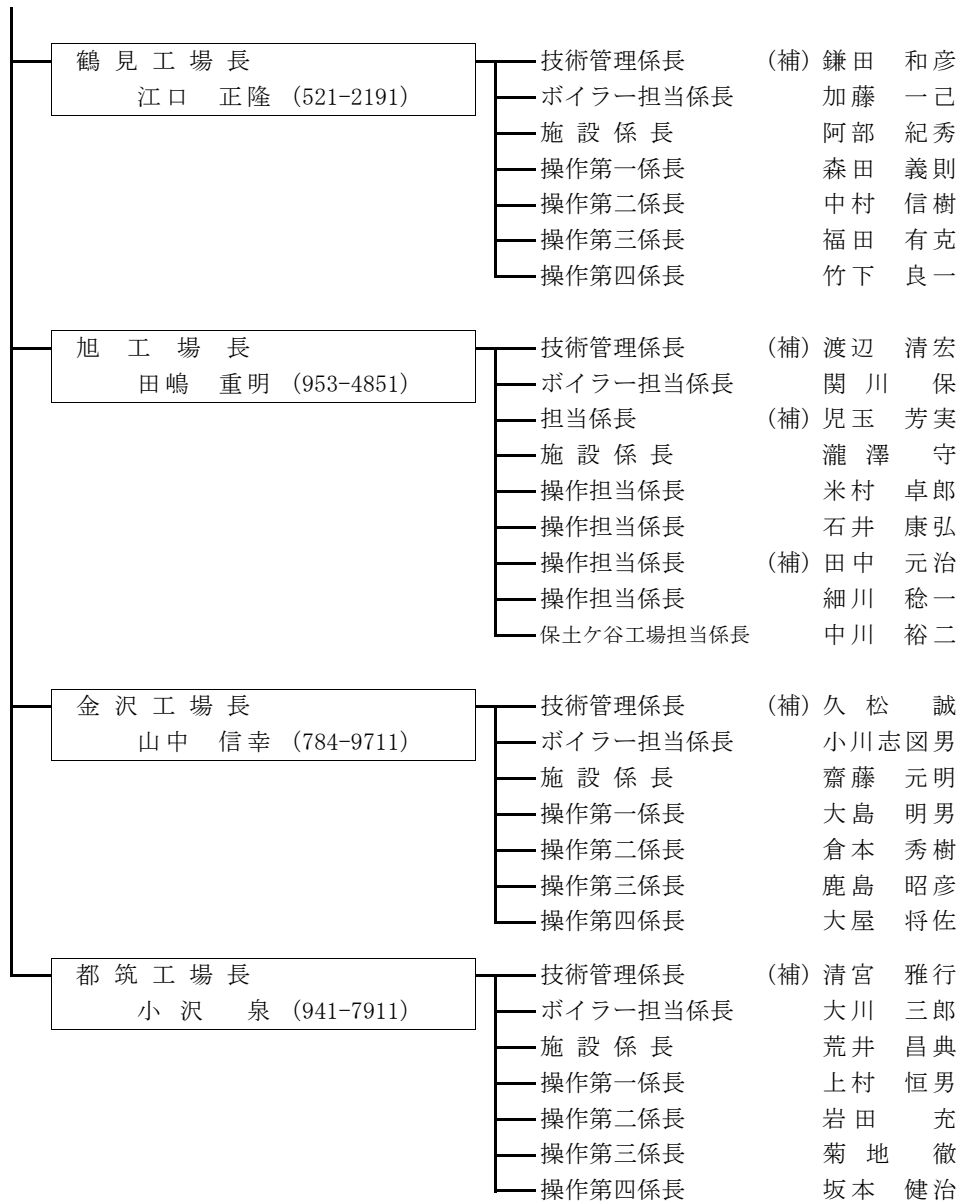
(補)は課長補佐



(家庭系対策部)



(適正処理計画部)



(財) 横浜市資源循環公社

部長 榛澤 俊成

課長 長 英司

係長 内藤 満
有田 利行

環境省

係長 近藤 淳史

(社) 全国都市清掃会議

課長 木村 安次

2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。

- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 他区局との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 廃棄物等の資源化のための施策の立案及び総合調整に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。
- 6 地域における発生抑制、再使用及び再生利用に向けた事業の推進に関すること。
- 7 環境事業推進委員に関すること。
- 8 リサイクル施設等の運営管理に関すること。
- 9 街の美化の推進に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 10 不法投棄廃棄物に関すること。
- 11 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 12 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関すること。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関すること。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

磯子検認所

- 1 検認所の管理に関すること。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関すること。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関すること。
- 4 所属職員の労務管理に関すること。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。

- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。

- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理処分に係る局所管施設及び併設施設の施設配置の計画及び調整等に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 6 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 7 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 8 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のものへの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

工 場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出处分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（鶴見工場及び金沢工場に限る。）。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること（旭工場に限る。）。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること（旭工場に限る。）。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること（旭工場に限る。）。

操作第一係（旭工場を除く。）

操作第二係（旭工場を除く。）

操作第三係（旭工場を除く。）

操作第四係（旭工場を除く。）

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関すること。

3 所属・職種別人員表(平成22年5月1日)

| 所 属 | | 職 名 | | | | 職 種 | | | | | | | | |
|-----------------|-------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------------|-----|-------|-----|-------|------------|------------|-----|
| | | 事 務 | 技 術 | 技 能 | 計 | 課長級以上 | 係長級 課長補佐 | 事 務 | | 技 術 | 技 能 | | | 計 |
| | | | | | | | | 事 務 | 指 導 員 | | 転手等 | 自動車運 員等 | 保守技能 員等 | |
| 総務部 | 総務課 | 17 | 2 | | 19 | 4 | 3 | 12 | | | | | | 19 |
| | 職員課 | 14 | | | 14 | 1 | 3 | 10 | | | | | | 14 |
| | 資源政策課 | 6 | 23 | | 29 | 3 | 4 | 5 | | 17 | | | | 29 |
| | 3R推進課 | 7 | | | 7 | 1 | 2 | 4 | | | | | | 7 |
| 小計 | | 44 | 25 | | 69 | 9 | 12 | 31 | | 17 | | | | 69 |
| 家庭系 対策部 | 業務課 | 37 | 6 | | 43 | 4 | 7 | 25 | 3 | 4 | | | | 43 |
| | 車両課 | 4 | 5 | 30 | 39 | 1 | 2 | 3 | | 3 | | | 30 | 39 |
| | 鶴見事務所 | 11 | | 84 | 95 | 1 | 2 | 2 | 6 | | | 84 | | 95 |
| | 神奈川 " | 11 | | 73 | 84 | 1 | 2 | 2 | 6 | | | 73 | | 84 |
| | 西 " | 9 | | 46 | 55 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 46 | | 55 |
| | 中 " | 9 | | 27 | 36 | 1 | 2 | | 6 | | | 27 | | 36 |
| | 南 " | 10 | | 70 | 80 | 1 | 2 | 2 | 5 | | | 70 | | 80 |
| | 港南 " | 11 | | 75 | 86 | 1 | 2 | 2 | 6 | | | 75 | | 86 |
| | 保土ヶ谷 " | 10 | | 65 | 75 | 1 | 2 | 2 | 5 | | | 65 | | 75 |
| | 旭 " | 11 | | 69 | 80 | 1 | 2 | 2 | 6 | | | 69 | | 80 |
| | 磯子 " | 9 | | 67 | 76 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 67 | | 76 |
| | 金沢 " | 8 | 1 | 65 | 74 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 65 | | 74 |
| | 港北 " | 12 | | 105 | 117 | 1 | 2 | 2 | 7 | | | 105 | | 117 |
| | 緑 " | 9 | | 52 | 61 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 52 | | 61 |
| | 青葉 " | 12 | | 89 | 101 | 1 | 2 | 3 | 6 | | | 89 | | 101 |
| | 都筑 " | 9 | | 50 | 59 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 50 | | 59 |
| | 戸塚 " | 11 | | 75 | 86 | 1 | 2 | 2 | 6 | | | 75 | | 86 |
| | 栄 " | 8 | | 14 | 22 | 1 | 2 | | 5 | | | 14 | | 22 |
| | 泉 " | 10 | | 45 | 55 | 1 | 3 | 1 | 5 | | | 45 | | 55 |
| | 瀬谷 " | 9 | | 42 | 51 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 42 | | 51 |
| 北部事務所 | 8 | | 64 | 72 | 1 | 2 | 1 | 4 | | | 64 | | 72 | |
| 磯子検認所 | 1 | 3 | 5 | 9 | | 1 | 1 | | | 2 | | 5 | 9 | |
| 小計 | | 229 | 15 | 1,212 | 1,456 | 24 | 49 | 56 | 106 | 9 | 1,177 | 35 | 1,456 | |
| 事業系 対策部 | 一般廃棄物対策課 | 10 | 2 | | 12 | 2 | 3 | 4 | 2 | 1 | | | 12 | |
| | 産業廃棄物対策課 | 12 | 26 | | 38 | 2 | 6 | 9 | | 21 | | | 38 | |
| 小計 | | 22 | 28 | | 50 | 4 | 9 | 13 | 2 | 22 | | | 50 | |
| 適正 処理計 画部 | 施設課 | 7 | 38 | | 45 | 4 | 7 | 6 | | 28 | | | 45 | |
| | 処分地管理課 | 6 | 1 | | 7 | 1 | 2 | 4 | | | | | 7 | |
| | 排水管理係 | 1 | 8 | 6 | 15 | | 1 | 1 | | 7 | | 6 | 15 | |
| | 神明台処分地管理事務所 | 2 | | 8 | 10 | | 1 | 1 | | | | 8 | 10 | |
| | 鶴見工場 | 3 | 37 | 29 | 69 | 1 | 7 | 3 | | 29 | | 29 | 69 | |
| | 旭工場 | 4 | 39 | 27 | 70 | 1 | 9 | 4 | | 29 | | 27 | 70 | |
| | 金沢工場 | 4 | 29 | 33 | 66 | 1 | 7 | 4 | | 21 | | 33 | 66 | |
| 都筑工場 | 2 | 39 | 30 | 71 | 1 | 7 | 2 | | 31 | | 30 | 71 | | |
| 小計 | | 29 | 191 | 133 | 353 | 9 | 41 | 25 | | 145 | | 133 | 353 | |
| 合 計 | | 324 | 259 | 1,345 | 1,928 | 46 | 111 | 125 | 108 | 193 | 1,177 | 168 | 1,928 | |

4 平成22年度予算

平成22年度一般会計歳入予算説明

| 科 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------------------------|
| 14款 分担金及び負担金 | 千円 9,643 | 千円 9,643 | 千円 0 | |
| 1項 負担金 | 9,643 | 9,643 | 0 | |
| 5目 資源循環費金 | 9,643 | 9,643 | 0 | |
| (1) 駅前広場清掃費金 | 9,643 | 9,643 | 0 | 横浜駅西口駅前広場清掃に伴う東日本旅客鉄道(株)からの負担金 |
| 15款 使用料及び手数料 | 6,296,235 | 6,390,044 | △93,809 | |
| 2項 手数料 | 6,157,379 | 6,247,203 | △89,824 | |
| 4目 資源循環手数料 | 6,157,379 | 6,247,203 | △89,824 | |
| (1) 一般廃棄物処理手数料 | 5,043,129 | 5,744,353 | △701,224 | |
| (2) 産業廃棄物処理手数料 | 1,113,750 | 496,250 | 617,500 | |
| (3) 使用済自動車引取業者登録等申請手数料 | 500 | 6,600 | △6,100 | |
| 3項 証紙収入 | 138,856 | 142,841 | △3,985 | |
| 4目 資源循環証紙収入 | 138,856 | 142,841 | △3,985 | |
| (1) 証紙収入 | 138,856 | 142,841 | △3,985 | |
| 16款 国庫支出金 | 14,730 | 27,856 | △13,126 | |
| 2項 国庫補助金 | 11,030 | 24,156 | △13,126 | |
| 5目 資源循環費金 国庫補助金 | 11,030 | 24,156 | △13,126 | |
| (1) 低公害車両金整備費補助金 | 5,530 | 4,452 | 1,078 | |
| (2) 地球温暖化対策費補助金 | 5,500 | 10,000 | △4,500 | 生ごみ回収・資源化調査事業に伴う補助金 |
| [工場補助費金] | 0 | 9,704 | △9,704 | |
| 3項 国庫委託金 | 3,700 | 3,700 | 0 | |
| 6目 資源循環費金 国庫委託金 | 3,700 | 3,700 | 0 | |
| (1) 歩道清掃費委託金 | 3,700 | 3,700 | 0 | 国道16号線の歩道清掃に伴う委託金 |

| 科 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|--------------------------------|----------------|----------------|--------------|-------------------------------------|
| 17款 県 支 出 金 | 千円 39,540 | 千円 17,021 | 千円 22,519 | |
| 2項 県 補 助 金 | 39,540 | 17,021 | 22,519 | |
| 11目 緊 急 雇 用 創 出 事 業 費 補 助 金 | 39,540 | 17,021 | 22,519 | |
| (1) 緊 急 雇 用 創 出 事 業 費 補 助 金 | 39,540 | 17,021 | 22,519 | 緊急雇用創出事業に対する補助金 |
| 18款 財 産 収 入 | 228,502 | 266,809 | △ 38,307 | |
| 1項 財 産 運 用 収 入 | 189,187 | 217,972 | △ 28,785 | |
| 1目 財 産 貸 付 収 入 | 189,187 | 217,972 | △ 28,785 | |
| (1) 土 地 貸 付 収 入 | 188,557 | 216,886 | △ 28,329 | 用地貸付期間の減 |
| (2) 建 物 貸 付 収 入 | 630 | 1,086 | △ 456 | |
| 2項 財 産 売 払 収 入 | 39,315 | 48,837 | △ 9,522 | |
| 2目 物 品 売 払 収 入 | 24,800 | 30,800 | △ 6,000 | |
| (1) 不 用 物 品 売 払 収 入 | 24,800 | 30,800 | △ 6,000 | 車両売却単価の減 |
| 3目 生 産 物 売 払 収 入 | 14,515 | 18,037 | △ 3,522 | |
| (1) 生 産 物 売 払 収 入 | 14,515 | 18,037 | △ 3,522 | グリーンコンポスト製品等の売却収入 |
| 19款 寄 附 金 | 5,530 | 2,640 | 2,890 | |
| 1項 寄 附 金 | 5,530 | 2,640 | 2,890 | |
| 1目 指 定 寄 附 金 | 1,980 | 2,640 | △ 660 | |
| (2) 放 置 自 動 車 処 理 費 寄 附 金 | 1,980 | 2,640 | △ 660 | 路上放棄車処理協力会からの寄附金 |
| 2目 一 般 寄 附 金 | 3,550 | 0 | 3,550 | |
| (1) 日 本 中 央 競 馬 会 寄 附 金 | 3,500 | 0 | 3,500 | 喫煙禁止地区(MM21)への表示板等の設置に伴い日本中央競馬会から交付 |
| (5) 発 生 抑 制 活 動 推 進 寄 附 金 | 50 | 0 | 50 | 消費者のリデュース行動に伴う事業者からの寄附金 |

| 科 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|---|----------------|----------------|--------------|------------------|
| 20款 繰 入 金 | 13,000 | 0 | 13,000 | |
| 7項 環 境 保 全 基 金 繰 入 金 | 13,000 | 0 | 13,000 | |
| 1目 環 境 保 全 基 金 繰 入 金 | 13,000 | 0 | 13,000 | |
| (1) 環 境 保 全 基 金 繰 入 金 | 13,000 | 0 | 13,000 | 地域グリーンニューディール基金 |
| 22款 諸 収 入 | 5,150,858 | 5,176,939 | △ 26,081 | |
| 1項 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 | 9,711 | 6,018 | 3,693 | |
| 1目 延 滞 金 | 1 | 8 | △ 7 | |
| (1) 延 滞 金 | 1 | 8 | △ 7 | 一般廃棄物処理手数料に係る延滞金 |
| 3目 過 料 | 9,710 | 6,010 | 3,700 | |
| (1) 過 料 | 9,710 | 6,010 | 3,700 | 喫煙禁止地区等においての過料 |
| 3項 貸 付 金 元 利 収 入 | 1,070 | 5,618 | △ 4,548 | |
| 5目 資 源 循 環 費 貸 付 金 元 利 収 入 | 1,070 | 5,618 | △ 4,548 | |
| (1) 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入 | 750 | 750 | 0 | |
| (2) ポイ捨て・喫煙禁止 条 例 過 料 収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入 | 320 | 500 | △ 180 | |
| 〔 かな が わ 廃 棄 物 処 理 事 業 団 貸 付 金 元 利 収 入 〕 | 0 | 4,368 | △ 4,368 | |

| 科 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|------------------------|----------------|----------------|--------------|--------------------------|
| 5項 雑 入 | 5,140,077 | 5,165,303 | △ 25,226 | |
| 6目 資源循環費雑入 | 4,477,274 | 4,843,443 | △ 366,169 | |
| (1) 施設管理収入 | 168,804 | 176,651 | △ 7,847 | |
| (2) 資源化物 売 払 収 入 | 1,409,709 | 2,066,869 | △ 657,160 | 缶・古紙等の売払収入 |
| (3) 広告料収入 | 3,058 | 3,953 | △ 895 | |
| (4) 発電収入 | 2,592,820 | 2,367,878 | 224,942 | 焼却工場の発電電力売却収入 |
| (5) 移動トイレ収入 | 725 | 700 | 25 | |
| (6) 他都市廃棄物 処 理 収 入 | 301,158 | 227,372 | 73,786 | 三浦市・葉山町の廃棄物処理料 |
| (7) 自動車損害賠償 責任保険金収入 | 1,000 | 10 | 990 | |
| 視察等対応収入 | 0 | 10 | △ 10 | |
| 14目 雑 入 | 662,803 | 321,860 | 340,943 | |
| (2) 社会保険料 納 付 金 | 4,894 | 5,482 | △ 588 | 嘱託員の社会保険料本人負担分 |
| (3) そ の 他 | 657,909 | 316,378 | 341,531 | 指定法人有償入札拠出金等 |
| 23款 市 債 | 834,000 | 849,000 | △ 15,000 | |
| 1項 市 債 | 834,000 | 849,000 | △ 15,000 | |
| 6目 資源循環債 | 834,000 | 849,000 | △ 15,000 | |
| (1) 産業廃棄物対策費 充 当 債 | 834,000 | 849,000 | △ 15,000 | 戸塚区品濃町最終処分場支障除去に伴う 市債 |
| 歳 入 合 計 | 12,592,038 | 12,739,952 | △ 147,914 | |

平成22年度一般会計歳出予算説明

| 科 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|----------------------|----------------|----------------|--------------|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 7款 資源循環費 | 44,999,626 | 46,361,405 | △ 1,361,779 | |
| 1項 資源循環管理費 | 28,047,816 | 30,791,823 | △ 2,744,007 | |
| 1目 資源循環総務費 | 19,781,682 | 22,110,576 | △ 2,328,894 | 局職員の人件費 廃棄物減量化・資源化等推進審議会費 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 クリーンセンター管理費 一般管理費等 (減額理由) 人件費の減 |
| 2目 減量・リサイクル 推 進 費 | 4,785,014 | 5,136,040 | △ 351,026 | 分別収集の推進事業費 資源選別施設運営費 焼却灰有効利用事業費 「ヨコハマはG30」推進事業費 発生抑制推進事業費 生ごみコンポスト化推進事業費 資源回収ボックス事業 資源集団回収促進事業費 リサイクルプラザ運営事業費 生ごみ回収・資源化調査事業費 集合住宅対策事業費 事業系ごみ適正搬入推進事業費 グリーンコンポスト施設運営事業費 一般管理費等 (減額理由) 金沢工場溶融施設運営事業費の減 |
| 3目 事務所費 | 1,313,160 | 1,377,636 | △ 64,476 | 事務所運営費 事務所等補修費 (減額理由) 事務所等運営費の減 |
| 4目 事務所等整備費 | 214,238 | 395,392 | △ 181,154 | 資源化施設基幹改修事業費 中継施設整備事業費 (減額理由) 中継施設整備事業費の減 |
| 5目 車両管理費 | 1,953,722 | 1,772,179 | 181,543 | 収集車等低公害化推進事業費 車両維持管理費等 (増額理由) 収集車等低公害化推進事業費の増 |

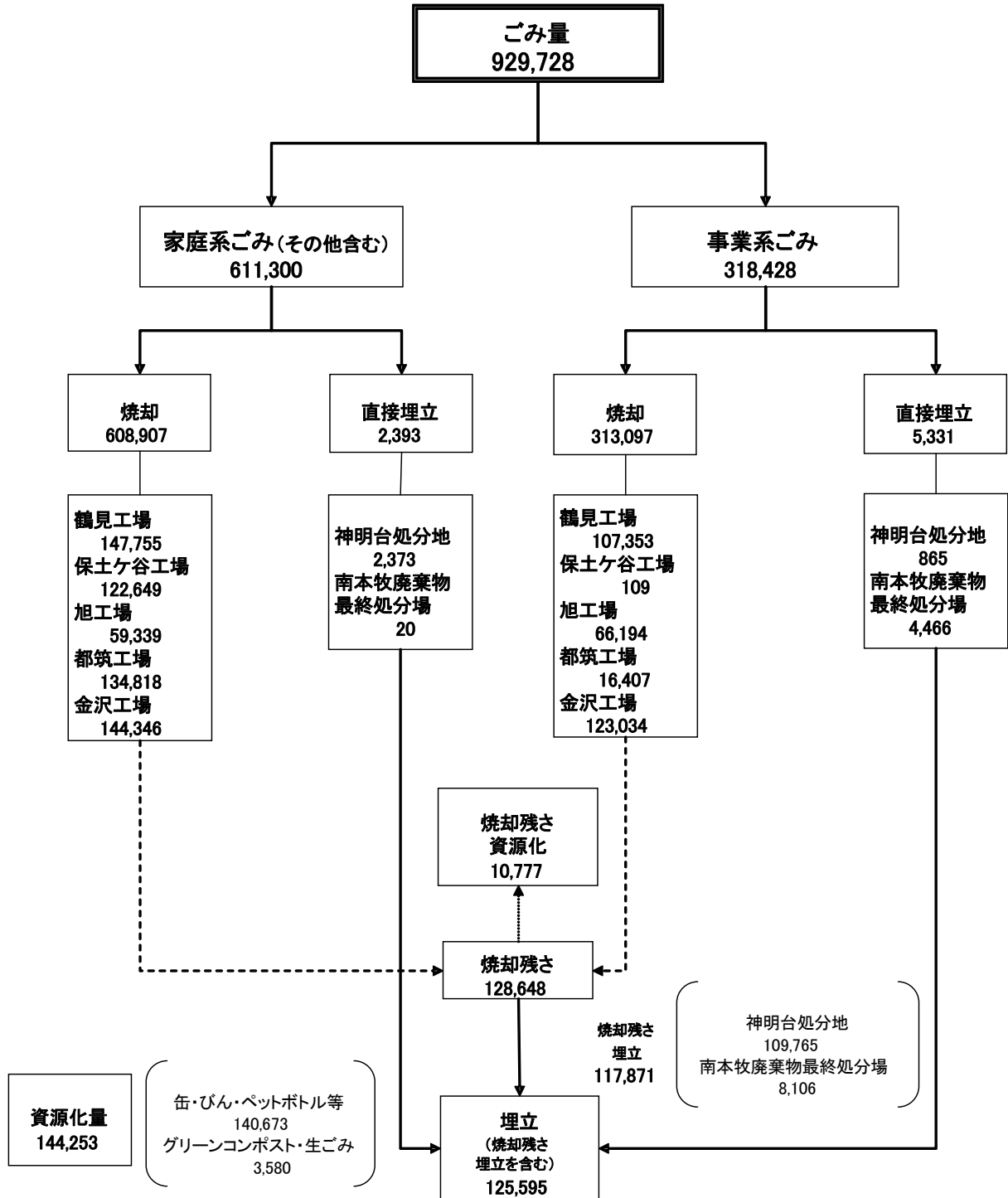
| 科 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|-----------|------------------|------------------|-----------------|---|
| 2項 適正処理費 | 千円 16,620,848 | 千円 15,215,563 | 千円 1,405,285 | |
| 1目 適正処理費 | 3,955,383 | 3,570,555 | 384,828 | 粗大ごみ処理事業費 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 中継輸送委託事業費 クリーンタウン横浜事業費 不法投棄防止対策事業費 放置自動車対策事業費 管路収集施設運営費 一般管理費等 (増額理由) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費の増 |
| 2目 工場費 | 3,709,244 | 3,497,900 | 211,344 | 工場運営費 工場補修費 焼却工場排ガス設備等整備事業費 工場環境保全調査費 一般管理費等 (増額理由) 工場運営費及び工場補修費の増 |
| 3目 処分地費 | 6,077,626 | 6,791,284 | △ 713,658 | 南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備費 南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 神明台処分地地下水環境保全対策事業費 処分地環境保全調査費 (減額理由) 南本牧埋立事業負担金の減 |
| 4目 産業廃棄物費 | 2,878,595 | 1,355,824 | 1,522,771 | 南本牧最終処分場埋立事業費 かながわ廃棄物処理事業団清算事業費 産業廃棄物不適正処理監視・指導強化事業費 PCB適正処理推進事業費 戸塚区品濃町最終処分場対策事業費 微量PCB汚染廃電気機器把握支援事業 一般管理費等 (増額理由) かながわ廃棄物処理事業団清算事業費の増 |

| 科 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 差 引 増 △ 減 | 説 明 |
|------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 3項 し尿処理費 | 千円 330,962 | 千円 354,019 | 千円 △ 23,057 | |
| 1目 し尿処理総務費 | 277,315 | 190,431 | 86,884 | し尿処理総務管理費 公衆トイレ維持管理費 浄化槽指導事業費 (増額理由) し尿処理総務管理費の増 |
| 2目 し尿処理施設費 | 53,647 | 163,588 | △ 109,941 | 礫子検認所費 礫子検認所補修費 災害対策用トイレ整備事業費 (減額理由) 礫子検認所費の減 |
| 歳 出 合 計 | 44,999,626 | 46,361,405 | △ 1,361,779 | |

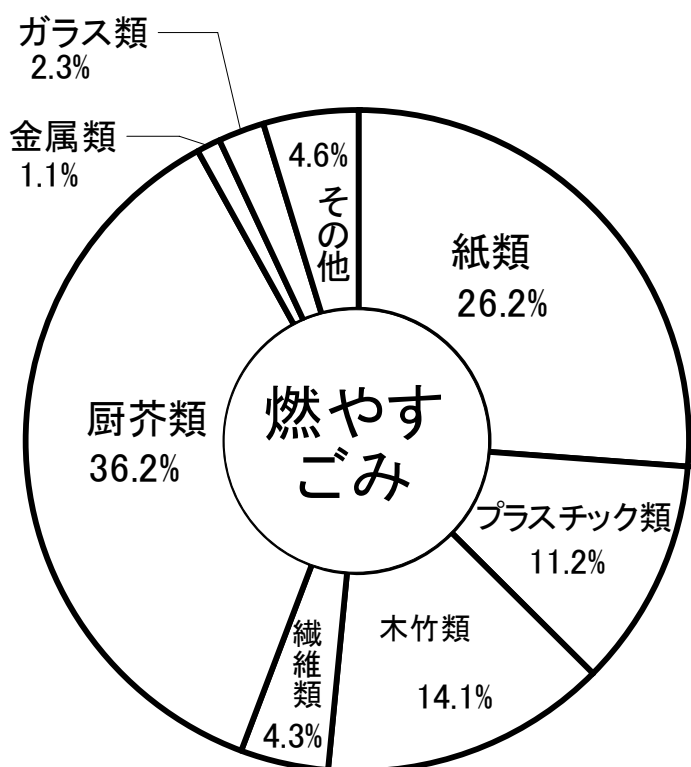
第2 ごみ処理

1 平成21年度 処理状況

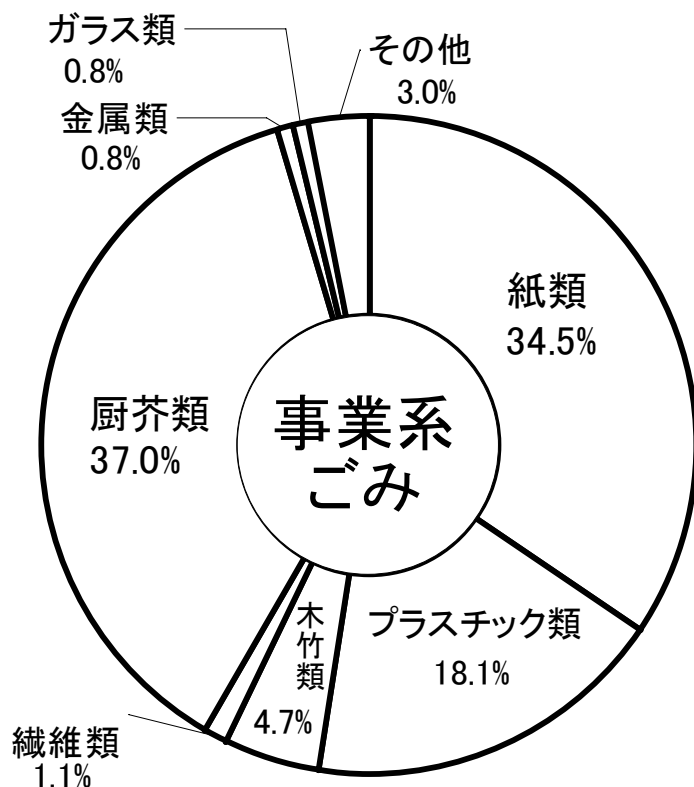
(単位：トン)



2 平成21年度ごみ組成



注)市内18区について、各区約140世帯の調査地域を設定し、年2回調査した。



注)焼却工場において、許可業者の収集車から採取し調査した。2工場で年4回調査した。

工場に搬入され焼却するすべてのごみ組成の経年変化

| 年次 | 紙類 | | プラスチック類 | | 木竹類 | 繊維類 | 厨芥類 | | 金属類 | 石陶磁器 | ガラス | その他 |
|-------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) | 割合 (%) |
| 平成17年 | 37.9 | 15.1 | 5.7 | 3.4 | 31.7 | 1.0 | 0.9 | 4.3 | | | | |
| 平成18年 | 40.1 | 14.7 | 6.7 | 4.6 | 29.3 | 0.8 | 0.6 | 3.2 | | | | |
| 平成19年 | 39.0 | 14.0 | 9.8 | 5.4 | 26.1 | 0.7 | 0.7 | 4.3 | | | | |
| 平成20年 | 34.9 | 13.3 | 9.2 | 5.2 | 31.6 | 1.0 | 0.4 | 4.4 | | | | |
| 平成21年 | 36.5 | 14.4 | 10.5 | 5.5 | 27.2 | 0.7 | 0.4 | 4.8 | | | | |

単位: %

上段円グラフ:「燃やすごみ」は、家庭系ごみのうち燃やすごみ。「事業系ごみ」は、焼却する物の組成。すべて湿基準で表示。

下段棒グラフ:工場ごみピットより採取したごみのデータを使用。すべて湿基準で表示。

3 処理状況の推移

| | | 処 理 内 訳 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|---------|--------|--------|---------|---------|-------|---------|-----------|---------------------|--------|--------|-------------|-------------|-------|
| | | ご み 量 | | | | | | | 資 源 化 量 | | | | | | |
| | | 家 庭 系 | | | 事 業 系 | | | | 計 | 資 源 物 売 却 ・ 引 渡 し 量 | | | | | |
| | | 焼却 | | 埋立 | 小計 | 焼却 | 埋立 | 小計 | | 缶 | びん | ペットボトル | 小さな金属類 | プラスチック製容器包装 | スプレー缶 |
| 燃やすごみ※1 | その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13年度 | | 900,826 | 27,709 | 6,226 | 934,761 | 664,687 | 9,707 | 674,394 | 1,609,155 | 12,149 | 21,558 | 3,794 | ※2 1,077 | 1,255 | - |
| 14年度 | | 895,436 | 22,625 | 9,615 | 927,676 | 649,421 | 8,810 | 658,231 | 1,585,907 | 11,714 | 19,934 | 6,797 | ※2 1,340 | 1,323 | - |
| 15年度 | | 885,985 | 23,419 | 10,209 | 919,613 | 604,511 | 8,216 | 612,727 | 1,532,340 | 11,151 | 19,122 | 7,818 | ※2 1,522 | 1,886 | 6 |
| 16年度 | | 819,903 | 22,945 | 11,639 | 854,487 | 452,158 | 8,982 | 461,140 | 1,315,627 | 11,411 | 18,196 | 9,305 | ※2 2,696 | 8,698 | 61 |
| 17年度 | | 615,317 | 21,941 | 14,050 | 651,308 | 403,032 | 8,931 | 411,963 | 1,063,271 | 11,641 | 19,585 | 10,742 | 4,233 | 44,026 | 279 |
| 18年度 | | 619,230 | 26,863 | 5,910 | 652,003 | 371,676 | 8,249 | 379,925 | 1,031,928 | 11,275 | 18,802 | 11,668 | 4,503 | 45,956 | 304 |
| 19年度 | | 594,016 | 29,456 | 4,489 | 627,961 | 351,044 | 7,556 | 358,600 | 986,561 | 11,050 | 21,134 | 12,238 | 4,418 | 47,285 | 418 |
| 20年度 | | 584,964 | 31,092 | 2,417 | 618,473 | 324,397 | 6,507 | 330,904 | 949,377 | 10,632 | 21,182 | 12,241 | 4,977 | 48,342 | 533 |
| 21年度 | | 582,306 | 26,601 | 2,393 | 611,300 | 313,097 | 5,331 | 318,428 | 929,728 | 10,651 | 21,604 | 12,087 | 5,124 | 48,553 | 546 |
| 平成 21 年度 月別 | 4月 | 46,178 | 2,160 | 235 | 48,573 | 24,820 | 454 | 25,274 | 73,847 | 927 | 1,858 | 981 | 471 | 3,858 | 45 |
| | 5月 | 53,483 | 2,546 | 223 | 56,252 | 25,264 | 428 | 25,692 | 81,944 | 886 | 1,776 | 1,035 | 449 | 4,255 | 40 |
| | 6月 | 51,988 | 2,775 | 193 | 54,956 | 28,022 | 567 | 28,589 | 83,545 | 879 | 1,798 | 1,045 | 412 | 4,103 | 41 |
| | 7月 | 52,143 | 2,469 | 175 | 54,787 | 29,749 | 447 | 30,196 | 84,983 | 942 | 1,789 | 1,219 | 429 | 4,296 | 52 |
| | 8月 | 50,243 | 2,061 | 168 | 52,472 | 27,698 | 325 | 28,023 | 80,495 | 973 | 1,695 | 1,272 | 409 | 3,973 | 42 |
| | 9月 | 46,991 | 2,268 | 188 | 49,447 | 26,874 | 359 | 27,233 | 76,680 | 908 | 1,876 | 1,179 | 449 | 3,932 | 39 |
| | 10月 | 51,106 | 2,253 | 208 | 53,567 | 27,274 | 406 | 27,680 | 81,247 | 894 | 1,849 | 1,107 | 428 | 4,136 | 45 |
| | 11月 | 46,688 | 2,271 | 188 | 49,147 | 25,342 | 615 | 25,957 | 75,104 | 795 | 1,623 | 827 | 408 | 3,692 | 55 |
| | 12月 | 51,056 | 2,465 | 230 | 53,751 | 27,647 | 359 | 28,006 | 81,757 | 905 | 1,817 | 901 | 534 | 4,182 | 45 |
| | 1月 | 47,418 | 1,776 | 170 | 49,364 | 22,951 | 376 | 23,327 | 72,691 | 905 | 2,042 | 894 | 370 | 4,249 | 59 |
| | 2月 | 38,449 | 1,554 | 157 | 40,160 | 21,525 | 411 | 21,936 | 62,096 | 766 | 1,710 | 735 | 321 | 3,716 | 34 |
| | 3月 | 46,563 | 2,003 | 258 | 48,824 | 25,931 | 584 | 26,515 | 75,339 | 871 | 1,771 | 892 | 444 | 4,161 | 49 |

※1 家庭から出された収集品目「燃やすごみ」の量です。

※2 平成16年度まで一括売却しているため、収集搬入量を基に按分しています。

※3 生ごみの資源化量です。

| 古紙 | 古布 | 蛍光灯、 電球 | 乾電池 | 粗大金属 | ガラス残 さ | 計 | グリーン コンポスト | その他 ^{※3} |
|--------|-------|------------|-----|-------------|-----------|---------|---------------|-------------------|
| | | | | | | | | |
| - | - | - | 181 | ※2 6,143 | - | 46,157 | 3,805 | - |
| - | - | - | 208 | ※2 5,014 | - | 46,330 | 3,995 | - |
| 1,355 | 366 | 7 | 357 | ※2 5,516 | - | 49,106 | 4,239 | - |
| 10,600 | 1,667 | 77 | 475 | ※2 5,393 | - | 68,579 | 3,647 | - |
| 55,825 | 6,417 | 254 | 484 | 7,379 | - | 160,865 | 5,316 | - |
| 48,555 | 5,554 | 230 | 424 | 6,920 | 3,974 | 158,165 | 4,255 | - |
| 41,051 | 5,645 | 233 | 474 | 6,797 | 3,987 | 154,730 | 5,049 | - |
| 35,417 | 4,350 | 216 | 466 | 6,603 | 6,103 | 151,062 | 3,922 | 10 |
| 25,999 | 3,473 | 216 | 435 | 6,406 | 5,579 | 140,673 | 3,528 | 52 |
| 2,718 | 446 | 16 | 14 | 565 | 425 | 12,324 | 180 | 2 |
| 2,456 | 438 | 19 | 27 | 561 | 410 | 12,352 | 118 | 2 |
| 2,273 | 295 | 16 | 40 | 517 | 449 | 11,868 | 252 | 1 |
| 2,201 | 243 | 14 | 27 | 502 | 474 | 12,188 | 271 | 2 |
| 2,249 | 281 | 12 | 54 | 528 | 530 | 12,018 | 246 | 2 |
| 2,183 | 267 | 13 | 26 | 553 | 443 | 11,868 | 248 | 2 |
| 2,008 | 307 | 17 | 51 | 547 | 461 | 11,850 | 372 | 2 |
| 2,042 | 302 | 20 | 26 | 514 | 432 | 10,736 | 266 | 4 |
| 2,343 | 306 | 21 | 40 | 636 | 482 | 12,212 | 60 | 8 |
| 1,893 | 218 | 28 | 52 | 510 | 646 | 11,866 | 493 | 9 |
| 1,684 | 157 | 20 | 26 | 460 | 388 | 10,017 | 573 | 9 |
| 1,949 | 213 | 20 | 52 | 513 | 439 | 11,374 | 449 | 9 |

| 処 理 内 訳 | | | | 焼 却 残 さ | |
|-----------|------------|-----------|-----------------------------|---------|--------|
| ご み 量 | | | 資源化量 (グリーンコンポ スト等を含む) | 埋 立 | 資源化 |
| 焼 却 | 直 接 埋 立 | 計 | | | |
| 1,593,222 | 15,933 | 1,609,155 | 49,962 | 291,076 | 12,161 |
| 1,567,482 | 18,425 | 1,585,907 | 50,325 | 285,248 | 14,866 |
| 1,513,915 | 18,425 | 1,532,340 | 53,345 | 267,286 | 13,938 |
| 1,295,006 | 20,621 | 1,315,627 | 72,226 | 202,111 | 11,689 |
| 1,040,290 | 22,981 | 1,063,271 | 166,181 | 144,390 | 12,494 |
| 1,017,769 | 14,159 | 1,031,928 | 162,420 | 137,605 | 14,192 |
| 974,516 | 12,045 | 986,561 | 159,779 | 118,378 | 18,879 |
| 940,453 | 8,924 | 949,377 | 154,994 | 106,241 | 21,839 |
| 922,004 | 7,724 | 929,728 | 144,253 | 117,871 | 10,777 |
| 73,158 | 689 | 73,847 | 12,506 | 9,932 | 479 |
| 81,293 | 651 | 81,944 | 12,472 | 10,376 | 625 |
| 82,785 | 760 | 83,545 | 12,121 | 9,221 | 733 |
| 84,361 | 622 | 84,983 | 12,461 | 9,951 | 1,066 |
| 80,002 | 493 | 80,495 | 12,266 | 9,626 | 687 |
| 76,133 | 547 | 76,680 | 12,118 | 10,916 | 855 |
| 80,633 | 614 | 81,247 | 12,224 | 10,899 | 1,004 |
| 74,301 | 803 | 75,104 | 11,006 | 8,838 | 947 |
| 81,168 | 589 | 81,757 | 12,280 | 9,262 | 1,082 |
| 72,145 | 546 | 72,691 | 12,368 | 9,067 | 1,013 |
| 61,528 | 568 | 62,096 | 10,599 | 9,006 | 991 |
| 74,497 | 842 | 75,339 | 11,832 | 10,777 | 1,295 |

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成22年4月現在、市内全域の1,582,149世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに18か所の収集事務所が、収集を行っています（粗大ごみを除く）。

平成17年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました（33ページ参照）。収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成22年4月現在65,818か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、道幅が狭く、収集車が侵入できないため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪車による狭路収集を実施しています。

(1) 燃やすごみ


週2回（月・金または火・土）収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品（50cm未満の物）、少量の木の枝、板などです。

中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）、又はふた付きの容器での排出としています。

(2) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月・火・水・木のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆが入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中蓋などは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(3) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ）実施しています。


主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。

(4) 乾電池

週2回（燃やすごみ収集日と同じ）収集しています。主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品を入れたもの（容器）や、包んだもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を残さないようにして中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）、またはふた付き容器で、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) スプレー缶

週2回（燃やすごみの収集日と同じ）収集しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(7) 古紙

月2回（1回目と3回目または2回目と4回目の月～土のいずれか）、主に平ボディ車で収集し、市内13か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集もしくは収集に伺わない地域があります。

(8) 古布

月2回（古紙の収集日と同じ）実施しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。

(9) 燃えないごみ

週2回（燃やすごみの収集日と同じ）実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や厚紙などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(10) 粗大ごみ

金属製品で30cm以上のもの、木製品やプラスチック製品などで50cm以上のものを対象としています。電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方がいる世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方に対しては、自宅内に入って収集する「持ち出し収集」のサービスを、平成13年度から行っています。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない、とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。焼却工場では、資源化可能な古紙を除く一般廃棄物を受け入れています。

3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500円/個）を徴収しています。

平成21年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況 (単位：個)

| 種類 | 区分 | 処理個数 | 内 訳 | |
|----|-----|--------|-------|--------|
| | | | 飼 育 | 遺 棄 |
| 犬 | | 900 | 835 | 65 |
| ね | こ | 9,146 | 1,099 | 8,047 |
| そ | の 他 | 2,446 | 266 | 2,180 |
| 計 | | 12,492 | 2,200 | 10,292 |

4 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円/t)

| 年 度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ処理原価 | 41,776 | 45,240 | 42,401 | 43,148 | 44,491 | |
| 内 訳 | 収 集 運 搬 | 25,654 | 27,924 | 27,050 | 27,873 | 28,502 |
| | 処 理 処 分 | 16,122 | 17,316 | 15,351 | 15,275 | 15,989 |

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 横浜G30プランの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上にさまざまな問題を引き起こしています。こうした中で、次世代に豊かな環境を引き継ぎ、循環型社会を形成することを目的として、平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」を策定し、「平成22年度におけるごみ量を、平成13年度実績に対し30%削減」の目標を掲げ、ごみの減量・リサイクルの取組を推進してきました。

その結果、市民・事業者の皆さんの御理解と御協力によりごみ量は減り続け、平成17年度には、33.9%削減と目標の「30%削減」を5年前倒しして達成することができました。そこで、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、「平成22年度におけるごみ量目標を35%削減」とし、さらに高い目標に挑戦しています。

1 市民・事業者・行政が情報を共有

(1) 広報啓発活動

ア 横浜G30プランの普及

市民・事業者にG30プランの周知を図り、ごみの減量・リサイクル行動を積極的に行うG30行動を実践してもらうため、「ヨコハマはG30」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

平成21年度実績

| | |
|------|---|
| イベント | ・ザよこはまパレード（国際仮装行列）への参加 ・ごみゼロの日イベントの開催 ・横浜開港祭への参加 ・横浜国際フェスタへの参加 他 |
| 広報媒体 | 劇団四季ミュージカル「キャッツ」がG30広報大使に就任 |

イ 子どもたちを対象にした事業

(ア) 「ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、『ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～』ポスターコンクールを実施し、ヨコハマはG30大賞、G30へら星人ミーオ賞、G30アイデア賞、G30アピール賞、G30あざやか賞、G30賞を選出し、表彰しています。

※ 平成21年度実績

表彰総数 156点（応募総数 1,670点／応募校数 215校）

(イ) 小学4年生向け環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」

小学4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」を市内の小学4年生の児童全員（国、私立含む）に配布しています。

ウ 啓発拠点「G30ひろば」・「リサイクルひろば 港南」

「G30行動」を「横浜型環境行動」へと発展させ、積極的に環境を守り創造していくため、「G30講座」「ごみ・環境関連の展示コーナー」「各種イベント」など子どもから大人まで、誰もが楽しみながらリサイクルや環境問題を学ぶことができる「G30ひろば」を都筑工場、金沢工場、鶴見

工場、旭工場に、「リサイクルひろば 港南」を港南事務所に開設しています。

(ア) G30ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/tsuzuki_k/

(イ) G30ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/kanazawa_k/

(ウ) G30ひろば 鶴見

所在地 横浜市鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/tsurumi_k/

(エ) G30ひろば 旭

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/asahi_k/

(オ) リサイクルひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/konan/>

エ その他

(ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

※ 平成 22 年度発行予定部数：10,000 部

(イ) インターネットホームページによる情報提供

環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。

※ 平成 21 年度トップページアクセス件数：約 22 万件ヒット

アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/>

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設（平成 20 年 9 月）し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるよう情報発信をしています。

※ 平成 21 年度トップページアクセス件数：約 2 万 2 千件ヒット

アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/m/>

(ウ) 施設見学会

ごみ処理の実態やごみ減量の必要性への理解と環境事業全般について普及啓発を図るため、市

民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

※ 平成21年度小学校受入実績：345校

(2) リサイクルプラザ事業

平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを開設しました。

リサイクルプラザでは、粗大ごみの中の再使用できる「家具類」を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなどのリサイクル活動の場を提供しているほか、リサイクル講座などを実施し、リサイクルに対する意識の啓発を図っています。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、港南リサイクルプラザ及び青葉リサイクルプラザは「財団法人横浜市資源循環公社」、鶴見リサイクルプラザは「テスコ株式会社」が管理運営を行っています。

平成21年度利用状況

| | 港南リサイクルプラザ | 青葉リサイクルプラザ | 鶴見リサイクルプラザ | 合計 |
|--------------|------------|------------|------------|---------|
| 入場者数 | 30,958人 | 22,882人 | 9,305人 | 63,145人 |
| 展示品数 | 1,800点 | 1,850点 | 1,680点 | 5,330点 |
| 申込件数 | 38,725件 | 29,875件 | 7,931件 | 76,531件 |
| 販売数 | 1,772点 | 1,793点 | 1,127点 | 4,692点 |
| 石けん体験室貸出数 | 0件 | 14件 | 27件 | 41件 |
| 情報板コーナー交換成立数 | 14件 | 50件 | 11件 | 75件 |

(3) リサイクルコミュニティセンター事業

リサイクル活動の実践の場の提供や支援を行うとともに、リサイクルに関する情報提供を行うなど、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進するための拠点施設として、神奈川区にリサイクルコミュニティセンター（正式名称：横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター、愛称：エコライフかながわ）を開設しています。

「環境行動都市横浜」の実現を目指し、横浜G30行動の推進に向けた市民の実践を喚起するため、古布を使ったさき布織りや衣類のリフォーム教室などの各種リサイクル教室や講座・講演会、企画展示、フリーマーケット、資源回収などのさまざまな事業の企画・運営及び施設管理を、指定管理者「横浜資源循環公社・エコライフかながわ運営活動機構共同事業体」が行っています。

平成21年度事業実績

| 開館日数 | 入館者数 | リサイクル教室 | 学習会・講演会 | イベント |
|------|---------|---------|---------|------|
| 347日 | 27,429人 | 801回 | 55回 | 49回 |

2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 「ヨコハマはG30」推進本部

ごみ量の削減に向けたG30行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・事業本部長からなる「ヨコハマはG30」推進本部を設置し、事業計画の作成や進行管理、ごみ量の削減目標の審議、市庁舎及び区庁舎並びに市の全施設で市役所ごみゼロを推進しています。

また、各区に区G30推進本部を設置し、市民・事業者・行政が協働し、一体となってG30行動を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

さらに、地域では地域G30活動委員会が設置され、環境事業推進委員が中心となって、地域の分別排出の徹底等のための普及啓発活動やリサイクル推進活動等、G30行動を実践しています。

(2) G30サポーター

G30行動の普及啓発等を行うボランティアの方々が、学校等でのG30出前講座の実施、区のイベントやキャンペーン活動等でG30行動のPR活動を行っています。

(3) G30コーディネーター

横浜市が催した養成講座等を修了し認定試験に合格しコーディネーターとして登録した市民の方々に、習得していただいた専門的な知識や技能等を活用して、G30に関する講座やイベントの講師・説明者・スタッフとして活動していただくボランティア制度です。

(4) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での3R推進活動のリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成21・22年度：約4,700人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の普及啓発
- ・ 資源集団回収等ごみの減量・リサイクル活動の推進
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 不法投棄、放置自動車の通報
- ・ ポイ捨て防止に関する啓発・指導
- ・ 啓発資料の配布と周知
- ・ 住民からの相談と行政機関との連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(5) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体・事業者を表彰しています。

平成21年度表彰者

| 区 分 | 個人 | 団体 | 事業者 | 合計 |
|-----------------|-----|----|-----|-----|
| G30行動推進者 | 13 | 21 | — | 34 |
| G30行動推進事業者 | — | — | — | — |
| 分別優良事業所 | — | — | 20 | 20 |
| 一般廃棄物収集運搬業優良事業者 | — | — | 17 | 17 |
| 清潔できれいな街づくり推進者 | 20 | 33 | — | 53 |
| 環境事業推進委員永年在職者 | 213 | — | — | 213 |
| 合計 | 246 | 54 | 37 | 337 |

※記念講演会

日時 平成21年11月29日
場所 新都市ホール
テーマ 「空を見よう～気象と環境問題～」
講師 石原 良純 氏
参加者 約 994名 (一般参加者を含む)

(6) 発生抑制に向けた取組

ア G30エコパートナー協定

容器包装類の削減を図るため、平成19年度から「G30エコパートナー協定」を、市内のスーパー・地域生協・百貨店・コンビニエンスストアを対象に開始しました。

開始後、家電専門店、飲食店等から協定締結の申し出があり、現在では、業種に偏らない多様な事業者が参加できる協定として、事業者の自主的な取組を支援しています。

(ア) 協定の期間

2年間(平成21年4月～平成23年3月)
(更新については、期間満了までに協議)
<当初は平成19～20年度の2年間>

(イ) 協定の内容

○事業者の主な取組

- ・レジ袋などの容器包装の削減に向けた仕組みづくり
- ・過剰な容器包装の使用抑制の取組
- ・店頭回収による自主回収・リサイクルの推進
- ・環境・リサイクルを考慮した商品の積極的な販売
- ・店舗や事業所でのごみの減量化、適正な分別、リサイクルの実施

○横浜市の主な取組

- ・協定事業者の取組を市のホームページ等の広報媒体を利用しPR
- ・協定事業者が事業所および店舗に表示するステッカーの作成

(ウ) 対象事業者

スーパー、地域生協、百貨店、コンビニエンスストア、家電専門店、飲食店、食品小売店

協定締結事業者 30社1組合 259店舗 (平成22年3月31日現在)

| 内訳 | | |
|------------|-----|---------|
| スーパー | 19社 | (167店舗) |
| 地域生協 | 1組合 | (55店舗) |
| 百貨店 | 4社 | (6店舗) |
| コンビニエンスストア | 1社 | (5店舗) |
| 家電専門店 | 1社 | (5店舗) |
| 飲食店 | 4社 | (10店舗) |
| 食品小売店 | 1社 | (11店舗) |

イ 事業者・市民と連携した廃棄物の発生抑制

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、発生抑制に向けた事業者の取組の具体化や、市民のライフスタイル転換を進めます。

そのため、平成21年7月29日に横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会を設置し、3者が共通の認識を持って取り組むことにより、横浜に循環型社会を実現させることを目指し、市民・事業者・行政の3者による意見交換等を行いました。

平成21年11月には“チャレンジ・ザ・リデュース市民フォーラム”を、平成22年3月には“チャレンジ・ザ・リデュースシンポジウム”を開催し、シンポジウムにおいて、3者の共通目標や役割分担を盛り込んだ行動宣言である“チャレンジ・ザ・リデュース共同アピール(仮称)”の中間取りまとめを発表しました。

平成22年度においては、共同アピールの発表後、具体的な発生抑制の取組を進めるための推進体制(プラットフォーム)を発足させてさまざまな発生抑制の取組を検討して具体化を図るとともに、併せて、事業者の先行的取組の掘り起こしと支援を実施し、横浜におけるリデュースの取組を推進していきます。

| | |
|-------------------------------|---|
| 横浜市 チャレンジ・ザ・リデュース 市民委員会 | 委員長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 副委員長：横浜市西区環境事業推進委員 永井正彦 ほか10名 ※ 平成21年度開催数：6回 |
| 横浜市 チャレンジ・ザ・リデュース 3者検討会 | 座長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副座長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか25名 ※ 平成21年度開催数：5回 |

| | |
|--------------------------|--|
| チャレンジ・ザ・リデュース 市民フォーラム | 平成21年11月14日(土) 横浜市技能文化会館 講演：「横浜市のごみの現状とリデュース及び市民フォーラム」 分科会：「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル・びん・缶」、 「食品ロス」、「使い捨て用品」の4つのテーマで開催 出席者：57名(市民・事業者35人、行政22人) |
| チャレンジ・ザ・リデュース シンポジウム | 平成22年3月22日(月・休) 横浜市技能文化会館 第一部 講演：「今、なぜリデュースなのか」 ※ 講師：筑波大学大学院 西尾チヅル教授 第二部：実演・展示ブースの設置やワークショップの実施など →修理実演、リデュース(エコ)ショップMAPづくり、 リデュースCafe等 出席者：200名(市民・事業者175人、行政25人) |

3 徹底的なごみの分別と資源化の推進

(1) 家庭系ごみ

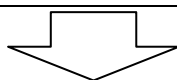
ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成 22 年度における全市のごみ量を平成 13 年度に対して 30%削減する」（横浜 G 3 0 行動宣言）という目標を定めています。そこで、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯（各区約 2,200 世帯）を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において実施し、平成 17 年 4 月から上記以外の 12 区を含めた全市で実施しました。

平成 17 年 4 月から実施した全市における各品目の収集量は次のとおりとなっており、燃やすごみ（家庭ごみ）については、平成 13 年度と比較して 35.4%（平成 21 年度実績）の減量を達成しています。

分別拡大前（5 分別 7 品目）

| | | | | |
|------|---------------------|------------|-----|----------|
| 家庭ごみ | 缶・びん ・ペット ボトル | 小さな 金属類 | 乾電池 | 粗大 ごみ |
|------|---------------------|------------|-----|----------|



分別拡大後（10 分別 15 品目）

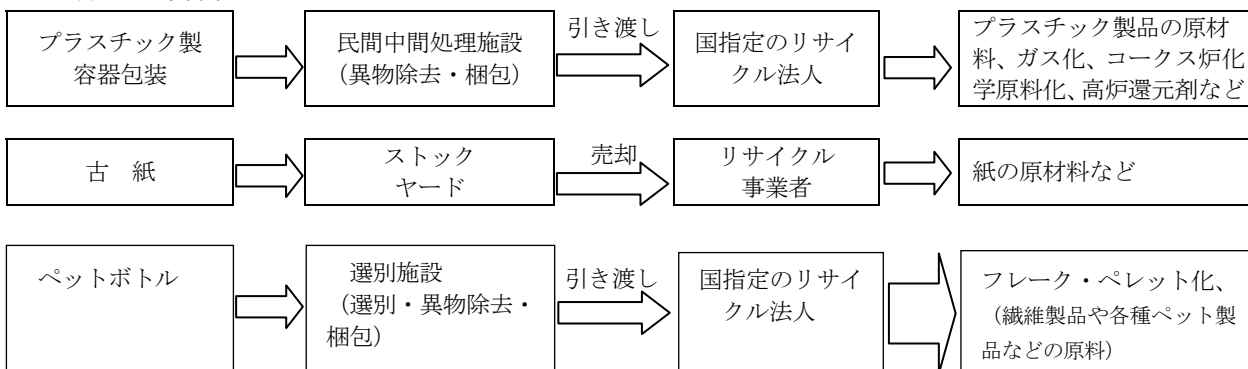
| | | | | | | | | | |
|-----------|---------------------|-----------|-----------------------------------|----|----------------|---------------------|------------|-----|----------|
| 燃やす ごみ | プラス チック製 容器包装 | スプレ ー缶 | 古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙バック) | 古布 | 燃え ない ごみ | 缶・びん ・ペット ボトル | 小さな 金属類 | 乾電池 | 粗大 ごみ |
|-----------|---------------------|-----------|-----------------------------------|----|----------------|---------------------|------------|-----|----------|

分別収集品目の資源化量（平成 21 年度実績）

（単位：トン）

| プラスチック製容器包装 | スプレー缶 | 古紙 | 古布 | 蛍光灯・電球 | 缶 | びん | ペットボトル | 小さな金属類 | 乾電池 | 粗大金属 |
|-------------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|
| 48,553 | 546 | 25,999 | 3,473 | 216 | 10,651 | 21,604 | 12,087 | 5,124 | 435 | 6,406 |

主な分別収集品目のリサイクルフロー



平成 21 年度と平成 13 年度の「燃やすごみの量」の比較

(単位：ト)

| | 燃やすごみ | | |
|-------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 13 年度 | 対 13 年度比 |
| 鶴見区 | 43,272 | 71,210 | -39.2% |
| 神奈川区 | 36,497 | 60,142 | -39.3% |
| 西区 | 14,867 | 21,749 | -31.6% |
| 中区 | 24,796 | 39,694 | -37.5% |
| 南区 | 33,323 | 52,074 | -36.0% |
| 港南区 | 34,379 | 56,513 | -39.2% |
| 保土ヶ谷区 | 34,245 | 52,247 | -34.5% |
| 旭区 | 41,186 | 65,912 | -37.5% |
| 磯子区 | 26,825 | 44,765 | -40.1% |
| 金沢区 | 32,745 | 52,496 | -37.6% |
| 港北区 | 49,166 | 76,691 | -35.9% |
| 緑区 | 27,184 | 39,156 | -30.6% |
| 青葉区 | 46,864 | 67,842 | -30.9% |
| 都筑区 | 30,188 | 39,380 | -23.3% |
| 戸塚区 | 42,605 | 60,720 | -29.8% |
| 栄区 | 19,910 | 29,365 | -32.2% |
| 泉区 | 24,205 | 38,291 | -36.8% |
| 瀬谷 | 20,050 | 32,582 | -38.5% |
| 合計 | 582,306 | 900,826 | -35.4% |

※ 各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成 5 年 3 月から 30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成 6 年 10 月からは市内の 45%の世帯に拡大し、平成 7 年 10 月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成 11 年 2 月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成 12 年 2 月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の 4 区へ拡大、平成 13 年 2 月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成 14 年 3 月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。

また、平成 13 年度から、缶・びん・ペットボトルを排出する際の袋もペットボトルなどとともに指定法人等により一部再商品化されています。

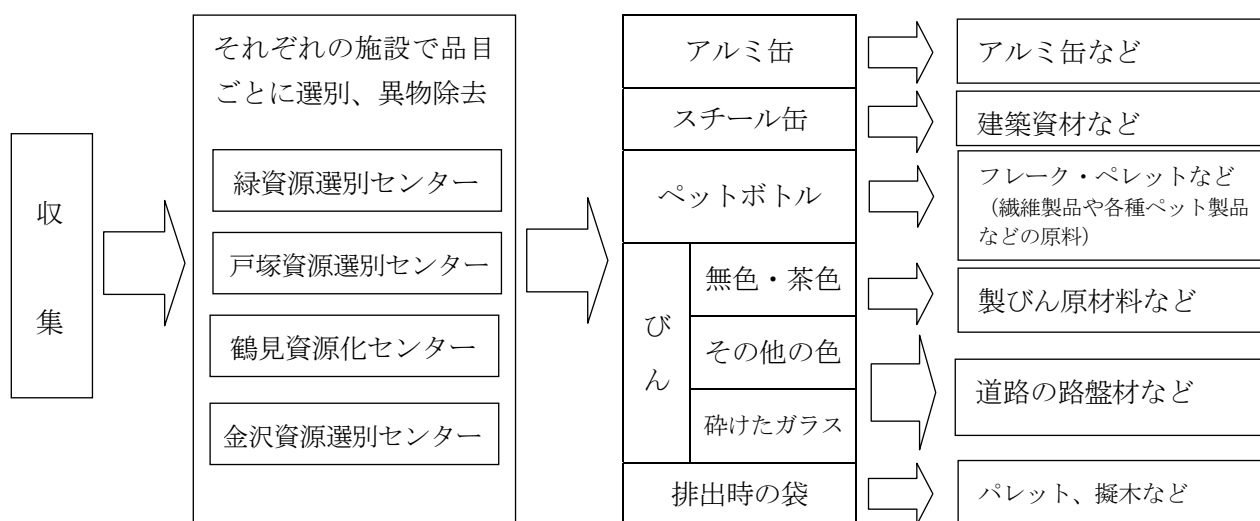
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：ト）

| 年 度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 処 理 内 訳 | アルミ缶 | 3,959 | 4,165 | 4,059 | 4,549 | 4,607 | 4,450 | 4,472 | 4,413 | 4,582 |
| | スチール缶 | 8,191 | 7,549 | 7,091 | 6,861 | 7,030 | 6,825 | 6,578 | 6,219 | 6,069 |
| | びん | 21,558 | 19,934 | 19,122 | 18,196 | 19,585 | 18,802 | 21,134 | 21,182 | 21,604 |
| | ペットボトル | 3,794 | 6,797 | 7,818 | 9,304 | 10,742 | 11,668 | 12,238 | 12,241 | 12,087 |
| | 排出時の袋 | 1,255 | 1,323 | 1,350 | 1,619 | 1,367 | 1,428 | 1,605 | 1,151 | 350 |
| | 砕けたガラス | — | — | — | — | — | 3,974 | 3,987 | 6,103 | 5,579 |
| | 合計 | 38,757 | 39,768 | 39,440 | 40,529 | 43,335 | 47,147 | 50,014 | 51,309 | 50,271 |

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内 13 か所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し再商品化しています。

また、平成 20・21 年度の 2 年間、国が公募した、市民・リサイクル事業者・行政等が協働してプ

プラスチック製容器包装の品質向上を図る「地域連携モデル事業」に参加しました。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

G30が多くの皆様に御協力をいただき大きな成果をあげている中、一方では、繰り返しお願いしても分別していただけない方もいたことから、循環型社会の形成に必要な分別ルールを守っていただくようにするとともに、手間をかけて分別している多くの方が、不公平感を抱かず今後も意欲的に分別を続けていただくようにするために、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」を改正し、分別区分、排出方法等に従ってごみを出すことを義務付けるとともに、分別を守らない者に改善を促す手続きを定め、繰り返し指導等をしても分別しない場合には最終的に罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月から実施しています。

【平成21年4月から平成22年3月までの状況】

| 調査した 集積場所数（延べ） | 指導 | 勧告 | 命令 | 過料 |
|-------------------|---------|------|-----|-----|
| 14,349 か所 | 4,392 件 | 23 件 | 3 件 | 2 件 |

キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組を要請する対策を講じています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の啓発・指導を集中的に実施しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,000団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成21年度は、集団回収実施団体に対して1kg当たり3円を、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成22年度も引き続き実施団体に対しては、1kg当たり3円を、資源回収業者に対しては、品目別に市況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

| | | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 |
|------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 回収団体（団体） | | 3,475 | 3,853 | 3,775 | 3,865 | 3,882 | 3,961 |
| 回収量（トン） | | 122,643 | 157,442 | 177,701 | 184,805 | 182,780 | 180,271 |
| 品目別回収量（トン） | 古紙類 | 120,382 | 153,583 | 172,853 | 179,327 | 175,640 | 172,470 |
| | 布類 | 1,512 | 3,080 | 4,065 | 4,615 | 6,196 | 6,833 |
| | 金属類 | 676 | 731 | 760 | 843 | 924 | 949 |
| | ガラスびん | 73 | 48 | 24 | 20 | 20 | 19 |

ケ 資源回収ボックス事業

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶、ペットボトル、びんを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど115か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌、その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル事業

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスをを行い、「G30」をPRしています。

サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成（助成金額 上限3,000円／基、1世帯2基まで）を行っています。平成22年度の助成基数は800基を予定しています。

購入助成基数

（単位：基）

| 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 558 | 794 | 686 | 660 | 860 | 708 |

参考：平成4年度助成制度開始。累積21,079基

シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで）を行っています。平成22年度の助成基数は1,000基を予定しています。

購入助成基数

（単位：基）

| 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 2,000 | 2,000 | 2,009 | 2,225 | 1,417 | 499 |

ス 生ごみ回収・資源化調査事業

さらなるごみ減量・リサイクルと環境負荷の低減を目指し、燃やすごみの中に約4割含まれている生ごみのたい肥化（実証実験は平成21年度で終了）やバイオガス化について、異物の混入や臭気、処理コストなどの様々な課題への対応策を検討するとともに、具体的な回収・資源化システムの構築に向けた調査を引き続き、実施します。

平成21年度実績

(ア) 生ごみたい肥化（生ごみマイスター）事業

参加世帯：都筑区佐江戸町ほか計4地域の389世帯

合計回収量：31.9トン

実施方法：協力世帯から専用容器にて生ごみを戸別回収し、たい肥化工場でたい肥化。たい肥は地域の農家で活用。

(イ) 生ごみバイオガス化事業

参加世帯：磯子区丸山一丁目の約900世帯

合計回収量：19.7トン

実施方法：専用収集袋を使って集積場所に分別排出された生ごみを収集。磯子検認所で異物の除去、破碎したのち下水汚泥と合わせて環境創造局南部汚泥資源化センターでバイオガス化。得られたガスは発電等に利用し、電力として供給。

セ 地域還元事業

多くの市民の方にG30に御協力いただき大きな成果をあげている中、日ごろの取組に感謝し、さらなる分別の促進につながるよう、資源物の売却収入の一部を活用し、地域に対し物品の配付等を行ってまいりましたが、平成21年度末をもって終了いたしました。

平成21年度配付実績

| | |
|---------|--|
| 申込団体数 | 2,839 |
| 配付物品の品目 | 81種類 (からし成分入り飛散防止ネット、集積場所看板、防災簡易トイレパックなど) |

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

※ 平成21年度実績

事業者への働きかけ：5回 1,421名

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成20年度からは中小事業所への立入調査を開始しました。

また、焼却工場での搬入物検査で、問題の見受けられた事業所へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

大規模事業所立入調査実績

| 年 度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数 | 2,631 | 2,614 | 2,632 | 2,598 | 2,656 | 2,668 |
| 調査件数 | 900 | 1,000 | 1,000 | 1,036 | 709 | 634 |
| ※参考 中小事業所 調査件数 | - | - | - | - | 918 | 862 |

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

搬入物検査実績

| 年 度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 検査台数 | 90,629 | 141,756 | 165,879 | 156,864 | 164,095 |
| 指導台数 | 4,649 | 3,300 | 2,090 | 933 | 517 |
| 持ち帰り台数 | 223 | 101 | 57 | 30 | 32 |

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

平成19年9月に条例改正を行い、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務化し、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して、改善を促し、最終的には罰則（過料2,000円）を科する制度を設けました。

平成20年5月1日からその制度の適用が開始されました。

【平成21年4月から平成22年3月までの状況】

| 検査台数 | 不適正搬入件数 | 排出業者に対する指導件数 | 勧告 | 公表 | 命令 | 過料 | 受入拒否 |
|----------|---------|--------------|----|----|----|----|------|
| 164,095台 | 517件 | 156件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

オ せん定枝のリサイクル

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設でせん定枝を破碎・発酵させ土壌改良材としてリサイクルします。

せん定枝リサイクル実績

(単位：ト)

| 年 度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 搬入量 | 3,647 | 5,316 | 4,255 | 5,049 | 3,922 | 3,495 |
| 出荷量 | 1,642 | 1,322 | 1,170 | 1,130 | 1,305 | 1,680 |

カ 公共用コンポスト事業

小学校等に設置している生ごみ処理機で給食残さをたい肥にリサイクルすることにより、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

小学校給食残さのリサイクル実績

(単位：ト)

| 年 度 | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------|--------|------|------|------|------|------|
| たい肥化 | 実施校数 | 66 | 64 | 60 | 60 | 56 |
| | リサイクル量 | 298 | 392 | 392 | 348 | 362 |

※たい肥化リサイクル量の実績は推計値

公共用コンポスト（生ごみ処理機）設置施設

【小学校】51校 ※平成22年4月1日現在

| 区名 | 学校名 | 区名 | 学校名 | 区名 | 学校名 |
|-------|----------|--------|----------|-------|---------|
| 鶴見区 | 駒岡小学校 | 旭区 | 左近山第一小学校 | 都筑区 | 東山田小学校 |
| | 潮田小学校 | | 今宿小学校 | | 中川西小学校 |
| | 獅子ヶ谷小学校 | | さちが丘小学校 | 戸塚区 | 川上小学校 |
| 神奈川区 | 菅田小学校 | 磯子区 | 白根小学校 | 栄区 | 東戸塚小学校 |
| | 神大寺小学校 | | 不動丸小学校 | | 公田小学校 |
| | 三ツ沢小学校 | | 浜小学校 | 本郷小学校 | |
| 西区 | 戸部小学校 | 港北区 | 屏風浦小学校 | 泉区 | 中田小学校 |
| | 浅間台小学校 | | 高田東小学校 | | 飯田北小学校 |
| 中区 | 山元小学校 | 緑区 | 師岡小学校 | | 緑園東小学校 |
| | 本牧南小学校 | | いぶき野小学校 | | 岡津小学校 |
| 南区 | 六つ川小学校 | 青葉区 | 森の台小学校 | 瀬谷区 | 上瀬谷小学校 |
| | 井土ヶ谷小学校 | | 青葉台小学校 | | 大門小学校 |
| | 日枝小学校 | | 美しが丘小学校 | | 瀬谷第二小学校 |
| 港南区 | 港南台第三小学校 | 榎が丘小学校 | 瀬谷さくら小学校 | | |
| 保土ヶ谷区 | 桜台小学校 | 都筑区 | 田奈小学校 | | 南瀬谷小学校 |
| | 藤塚小学校 | | 奈良小学校 | | |
| | 坂本小学校 | | 茅ヶ崎台小学校 | | |
| | 常盤台小学校 | | 勝田小学校 | | |

【福祉施設】1施設

| | |
|----|------|
| 泉区 | 松風学園 |
|----|------|

キ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

4 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日現在、一時休止中の保土ヶ谷工場を除く、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 4 工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

工場別焼却量

(単位：トン)

| 年 度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 鶴 見 工 場 | 273,713 | 249,489 | 273,686 | 266,640 | 258,401 | 255,108 |
| 港 南 工 場 | 162,027 | 74,979 | — | — | — | — |
| 保土ヶ谷工場 | 198,328 | 129,986 | 143,620 | 138,367 | 136,382 | 122,758 |
| 旭 工 場 | 126,256 | 131,798 | 130,416 | 125,631 | 125,709 | 125,533 |
| 金 沢 工 場 | 265,350 | 271,274 | 302,498 | 289,187 | 266,235 | 267,380 |
| 都 筑 工 場 | 269,332 | 182,764 | 167,549 | 154,691 | 153,726 | 151,225 |
| 合 計 | 1,295,006 | 1,040,290 | 1,017,769 | 974,516 | 940,453 | 922,004 |

※港南工場は、平成 18 年 11 月に廃止。

(2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進めてきましたが、厳しい財政事情を受けて、平成 21 年 11 月に P F I 手法を用いた焼却灰セメント原料化事業を一時凍結したほか、平成 22 年度には、金沢工場灰溶融施設についても、一時休止することとしました。

これらのことから、平成 22 年度は、予測されるごみ量や最終処分場の容量との整合を図りつつ、コスト縮減や社会情勢の変化に適合させた最適な焼却灰資源化の事業手法の検討を進めます。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

| 工場名 | 号炉 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------|----|-----------|-----------|-----------|------------|----------|
| 鶴見 | 1 | 0.0017 | 0.016 | 0.030 | 0.0059 | 0.011 |
| | 2 | 0.011 | 0.0089 | 0.020 | 0.0036 | 0.0015 |
| | 3 | 0.0040 | 0.018 | 0.026 | 0.016 | 0.0083 |
| 港南 | 1 | 0.15 | — | — | — | — |
| | 2 | 0.21 | — | — | — | — |
| | 3 | 0.23 | — | — | — | — |
| 保土ヶ谷 | 1 | 0.019 | 0.0049 | 0.0025 | 0.014 | — |
| | 2 | 0.040 | 0.017 | 0.0046 | 0.013 | 0.023 |
| | 3 | 0.0069 | 0.0048 | — | 0.0063 | 0.019 |
| 旭 | 1 | 0.0000084 | 0 | 0.00011 | 0.00058 | 0.0055 |
| | 2 | 0.00014 | 0 | 0.0000018 | 0.0025 | 0.0020 |
| | 3 | 0.000033 | 0.0000005 | 0.000034 | 0.0037 | 0.0058 |
| 金沢 | 1 | 0.00026 | 0 | 0.00012 | 0.00000051 | 0.000026 |
| | 2 | 0.00021 | 0.0000010 | 0.000044 | 0.00000018 | 0.000070 |
| | 3 | 0.00045 | 0.000051 | 0.000034 | 0 | 0.000028 |
| 都筑 | 1 | 0.016 | 0.0057 | 0.018 | 0.022 | 0.028 |
| | 2 | 0.0048 | 0.093 | 0.086 | 0.042 | 0.046 |
| | 3 | 0.046 | 0.034 | 0.094 | 0.024 | 0.048 |

注) 保土ヶ谷工場1号炉は21年度は通年稼働なし

・排出基準 1ng-TEQ/m³N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³N)

(3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、内陸部にある神明台処分地と臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で行っています。

神明台処分地においては、焼却工場で排出する焼却残さ及び不燃性の一般廃棄物などを埋立処分しています。環境対策として埋立ごみに覆土をその日のうちに実施するとともに、ガス排気管を設置して埋立ごみ層内のガスを速やかに排出し、地盤の安定化の促進を図っています。また、場内からの浸出水については排水処理施設を設置し、適正に浄化処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物の他に産業廃棄物も埋立てしており、内陸部処分場と同じく排水処理施設を設置し、場内からの余水を浄化するなど環境保全対策に努めています。

なお、平成22年度は、神明台処分地第7次埋立地と南本牧廃棄物処分場で埋立てを引き続き進めるとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内の新規処分場について、平成26年度開設に向け、引き続き遮水護岸の地盤改良工事を施工します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立処分を進めていきます。

一般廃棄物埋立量

(単位:ト)

| 年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 神明台処分地 | 30,757 | 29,631 | 143,289 | 114,475 | 115,381 | 124,789 | 112,889 | 102,665 | 113,003 |
| 南本牧処分場 | 276,252 | 274,042 | 142,422 | 108,257 | 51,990 | 26,975 | 17,534 | 12,500 | 12,592 |
| 計 | 307,009 | 303,673 | 285,711 | 222,732 | 167,371 | 151,764 | 130,423 | 115,165 | 125,595 |

(4) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部下水道センター、南部下水道センターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成21年度に売却された電力量は、約5万1千世帯（栄区相当）の電力を賄う量に相当します。電力の売却にあたっては、RPS法（※1）を活用し電気分と環境価値分（※2）を売却することにより、平成21年度の売電収入は約19億円となっています。

なお、保土ヶ谷工場は平成22年度から一時休止しており、余熱利用施設に対し、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を供給することができなくなっていますが、既存の補助ボイラ等を使用し、引き続き蒸気供給を行っています。

平成21年度発電実績（平成21年3月～平成22年2月）（単位：kWh）

| | 総発電電力量 | 内 訳 | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| | | 所内消費量 | 売電電力量 | 余熱利用施設等 |
| 鶴見工場 | 92,339,480 | 35,149,641 | 53,524,604 | 3,665,235 |
| 保土ヶ谷工場 | 16,581,772 | 14,508,106 | 2,073,666 | — |
| 旭工場 | 45,180,700 | 15,869,144 | 28,786,296 | 525,260 |
| 金沢工場 | 114,165,290 | 54,465,970 | 57,944,600 | 1,754,720 |
| 都筑工場 | 55,804,010 | 21,089,104 | 32,092,848 | 2,622,058 |
| 計 | 324,071,252 | 141,081,965 | 174,422,014 | 8,567,273 |

注）鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター及び鶴見リサイクルプラザ消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

※1 RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーの導入拡大を目的として、電気事業者に新エネルギー等から発電される電力量を一定量以上利用することを義務づけた法律です。RPS法の義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。

（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物に由来する廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

※2 環境価値分

新エネルギーとして発電する際に電力とは別に発生する付加価値で、新エネルギーなど電気相当量と呼ばれており、電力の売却とは別に有価証券のように売買が可能です。

(5) 廃棄物資源化技術の調査・研究

埋立量を削減し最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の減量化・資源化有効利用に関する技術の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

| 年 度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収集運搬業 | 103 | 103 | 103 | 105 | 105 | 102 | 114 | 118 |
| 処分業 | 4 | 5 | 8 | 9 | 10 | 10 | 12 | 12 |

5 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーントウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

さらに、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区の6地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000円以下の過料を適用しています。

美化推進重点地区における活動状況（平成21年度）

| | 都 心 部 | 各 区 |
|--------------|--|---------------------------------|
| 重 点 地 区 数 | 5か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 | 20か所 (除く西・中区) 各区主要駅周辺 |
| 合 計 面 積 | 357 ha | 572 ha |
| 美 化 推 進 員 数 | 25 人 | 84 人 |
| 歩行喫煙者等への啓発指導 | 喫煙禁止地区において活動を実施 | 3,134 件 |
| 歩道清掃（清掃日数） | 104日～208日 | 36日～169日 |

喫煙禁止地区における活動状況（平成21年度）

| | |
|---------------|--|
| 喫 煙 禁 止 地 区 数 | 6か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 鶴見駅周辺地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 新横浜駅周辺地区 |
| 合 計 面 積 | 25.0 ha |
| 処 分 適 用 件 数 | 5,755 人 |

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

| 年 度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 夜間監視パトロールの実施 | 延 610 日 | 延 300 日 | 延 330 日 | 延 250 日 | 延 210 日 |
| 警報装置の設置 | 2 か所 | 0 か所 | 1 か所 | 4 か所 | 1 か所 |
| 防止立て看板の作成 | 0 枚 | 290 本・脚有 290 枚・脚無 | 2,450 枚 (プラスチック製) | 245 本・脚有 220 枚・脚無 | 3,530 枚 (プラスチック製) |
| ※不法投棄処理 | 1,405 t | 1,963 t | 1,829 t | 1,618 t | 1,485 t |
| 河川清掃及び沿岸不法投棄処理 | 425 t | 413 t | 350 t | 187 t | 198 t |

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

| 年 度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 発見・通報 | 857 | 777 | 543 | 285 | 262 |
| 委員会諮問 | 320 | 299 | 240 | 157 | 112 |
| 諮問不要 | 99 | 69 | 29 | 13 | 14 |
| 横浜市撤去 | 381 | 357 | 241 | 147 | 95 |
| 自主撤去 | 524 | 469 | 333 | 230 | 163 |

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成 21 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 367 万人のうち、くみ取り処理約 0.2%、浄化槽処理約 0.5%と推計されます。

2 終末処理の状況

平成 21 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 36,515k1 で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 22 年 4 月 1 日現在 84 か所あります。清掃は原則 1 日 1 回、日曜を除く週 6 回（一部、水曜を除く週 5 回）行い、清潔の保持に努めています。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。

4 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 21 年度に申請受理した基数は 125 基で、その設置累計は 8,345 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築・宅地指導センター又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 21 年度に行った工事検査件数は 225 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成 22 年 4 月 1 日現在、浄化槽の清掃業許可業者（19 社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

平成 21 年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（205 基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（188 基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導

5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：k l)

| 年 度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し 尿 収 集 量 | 11,658 | 11,229 | 10,187 | 9,732 | 8,436 |
| 浄化槽汚泥等収集量 | 27,863 | 30,373 | 29,252 | 29,024 | 28,079 |
| 総 収 集 量 | 39,521 | 41,602 | 39,439 | 38,756 | 36,515 |

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成20年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,078万トン（前年度比4.5%減少）です。中間処理等による減量化量は694万トン、再生利用量は約293万トン、埋立てや海洋投入により最終処分される量は約90万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

(単位：千トン/年)

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発生量 | 11,162 | 11,918 | 12,302 | 11,350 | 11,746 | 11,282 | 10,777 |
| 減量化量 | 7,145 | 7,589 | 7,758 | 7,339 | 7,460 | 7,179 | 6,944 |
| 再生利用量 | 2,875 | 3,033 | 3,073 | 3,076 | 3,336 | 3,255 | 2,930 |
| 最終処分(埋立, 海洋投入)が必要な量 | 1,142 | 1,296 | 1,471 | 935 | 950 | 848 | 903 |

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成21年度に市内で埋め立て処分された量は、約23,600トンでした。内訳は、処分業者による処分約3,100トン、市による処分約20,500トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約590,700トンで、その種類は赤泥及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成21年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっており、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処분을禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

横浜市

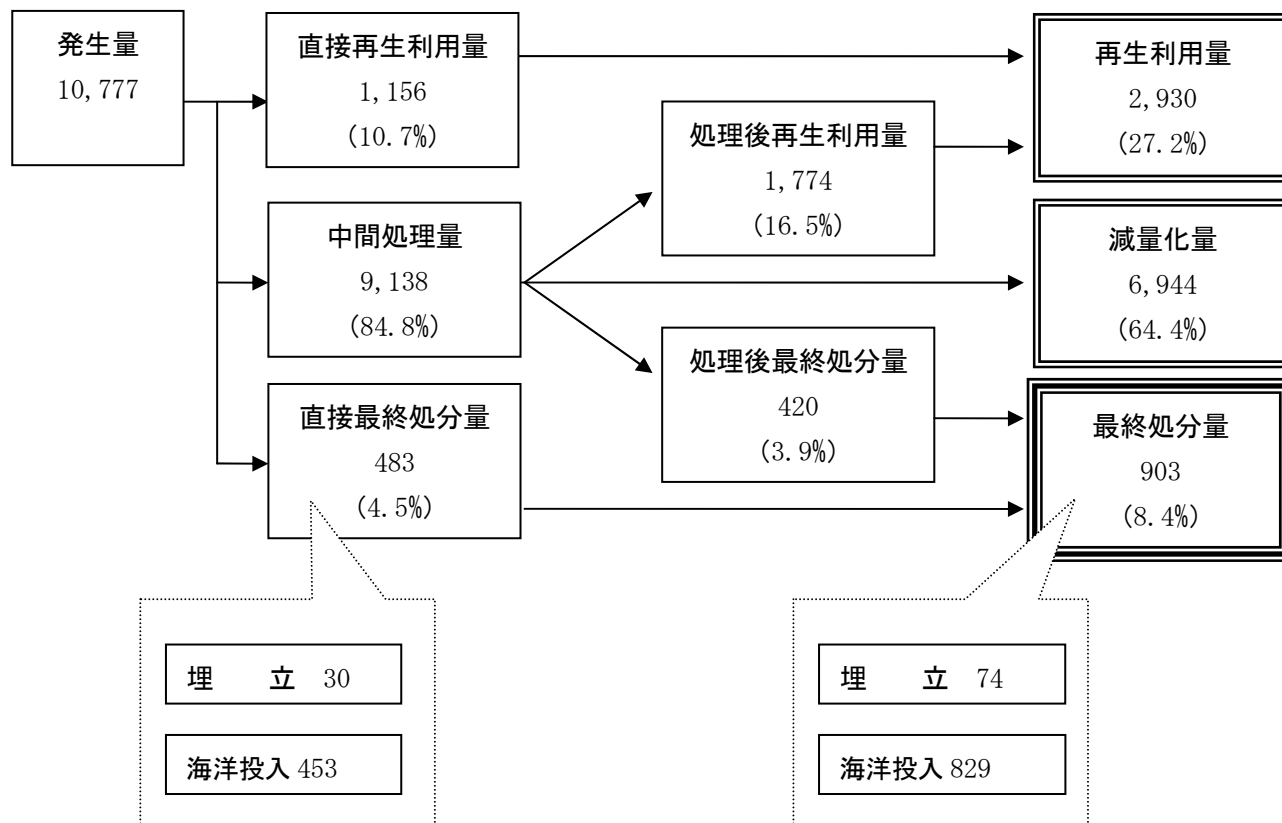
環境目標

適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。

目標達成のための指標

最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した 141 万トンに対し、その 23%を削減した 109 万トンとする。

指標の達成状況（平成 20 年度）



単位：千トン／年

※ 再生利用量、減量化量・最終処分量は市外での処理分を含めて推計

※ フロー中の%は、発生量に対する割合

3 第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では産業廃棄物行政の指針として、昭和60年から5年ごとに「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。平成17年度に、第5次処理指導計画（平成18～22年度）を策定しました。

この計画に基づき、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用の推進、循環的な利用、適正処理の促進を図り、「循環型社会」の実現を目指します。そのために、排出事業者・処理業者・市民・行政が必要な情報を共有し、各々の役割を担い「循環型社会」の実現に向け協働していきます。

(参考)

(単位:千トン)

| | 平成15年度 | 平成18年度 | 平成22年度 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------------|-----|
| | 実績値 | 推計値 | 推計値 | 推計値 ^(注) | 目標 |
| 発生量 | 11,918(100%) | 12,031(100%) | 12,488(100%) | 12,358(100%) | — |
| 再生利用量 | 3,033(25.4%) | 3,029(25.2%) | 3,084(24.7%) | 3,192(25.8%) | 92% |
| 減量化量 | 7,589(63.7%) | 7,796(64.8%) | 8,175(65.5%) | 8,137(65.9%) | |
| 最終処分量 | 1,296(10.9%) | 1,206(10.0%) | 1,229(9.8%) | 1,029(8.3%) | 8% |

()内は各年度の発生量に対する割合

(注)平成22年度発生量推計値の業種別・廃棄物別に1%抑制し積算

また、「第5次計画」が平成22年度に終了するため、平成22年度は、有識者、業界、市民、行政からなる検討委員会を設置し、基本方針・基本目標などについて検討を進め次期計画を策定します。

4 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OBを中心とした専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

苦情件数の推移

(単位:件)

| 年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 件数 | 96 | 125 | 163 | 94 | 82 | 72 |

5 排出事業者指導

市内に約11万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所約7,000を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成21年度の事業所立入数は623件、分析調査は延べ60検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年1回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約500事業所を対象に、処理・処分に関する報告書

を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破砕などの中間処理、埋立、海洋投入です。)

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 新規 | 598 (59) | 588 (98) | 652 (87) | 502 (40) | 492 (40) |
| 変更 | 143 (14) | 150 (24) | 154 (24) | 118 (10) | 128 (16) |
| 更新 | 821 (34) | 773 (31) | 697 (44) | 886 (200) | 1,107 (75) |
| 合計 | 1,562 (107) | 1,511 (153) | 1,503 (155) | 1,506 (250) | 1,727 (131) |

()は内数＝特別管理産業廃棄物処理業
許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

| 年度 許可内容 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収集運搬 | 5,273 | 5,477 | 5,797 | 5,973 | 6,083 |
| 収集運搬 中間処理 | 109 | 107 | 108 | 107 | 106 |
| 中間処理 | 21 | 18 | 17 | 19 | 14 |
| 収集運搬 最終処分 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 最終処分 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | 5,405 | 5,604 | 5,924 | 6,101 | 6,205 |

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立て処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立て終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

また、将来の廃棄物最終処分先を引き続き確保するため、南本牧埋立地において、新たな処分場の設置について手続を進めています。

9 産業廃棄物処分場跡地利用

産業廃棄物処分場跡地も様々な土地利用の対象になっています。その中で、例えば、過去の土地に関する情報把握が不十分なまま開発等が行われ、掘削工事段階で産業廃棄物処分場跡地であったことが判明して、トラブルとなるケースもあります。

横浜市では、平成6年10月から「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」を施行し、これに基づく跡地利用指導を行ってきました。この要綱では、法規制対象外の処分場も対象としており、着工前の事前調査や対策計画の事前承認等を義務付けています。

また、平成15年度施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、特定廃棄物処分場設置者による処分場に関する記録の作成と、当該処分場跡地を利用する者による届出等について義務付けを行いました。

こうしたなか、平成17年度の法改正により、廃棄物処分場跡地について、横浜市が「台帳整理」「指定」「公告」を行うこと、及び事業者が、「公告」等がされた処分場において開発行為等を行う場合には、横浜市に届け出ることが、義務づけられています。

横浜市では、平成20年度から15か所の処分場跡地について「公告」等を行っており、他の処分場についても、順次「公告」等を実施してまいります。

また、跡地利用についても、「廃掃法」「指導要綱」に基づき適正に指導を行ってまいります。

10 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、建設リサイクル法に基づく届出書等の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出の審査及び現場パトロール等により分別解体及び石綿対策等の指導を行っています。

- ・建設リサイクル法：平成12年5月31日公布
平成14年5月30日本格施行
- ・指導要綱：平成17年11月14日制定
平成17年11月24日施行

届出等の件数

(単位：件)

| 年度 | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 法 | 届出 | 6,269 | 6,720 | 7,584 | 7,220 | 6,187 | 5,879 |
| | 通知 | 1,693 | 1,305 | 1,302 | 1,395 | 1,431 | 1,456 |
| 計 | | 7,962 | 8,025 | 8,886 | 8,615 | 7,618 | 7,335 |
| 要綱 | | — | 479 | 1,612 | 1,572 | 1,412 | 1,342 |
| 計 | | 7,962 | 8,504 | 10,498 | 10,187 | 9,030 | 8,677 |
| 現地指導調査 | | 318 | 252 | 376 | 388 | 402 | 369 |

11 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数(平成22年3月末現在)

| 登録業者 | | 許可業者 | |
|---------|-----|------|----|
| 引取業 | 684 | 解体業 | 50 |
| フロン類回収業 | 96 | 破砕業 | 11 |

12 戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場については、産廃特措法※に基づき、周辺地下水の汚染防止対策や廃棄物崩落・飛散防止対策などの改善工事を、平成20年度から本市が行政代執行で行っています。

※産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

第7 研 修 ・ 厚 生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- ・技能職員研修
- ・資源循環局指導員研修
- ・人権啓発研修
- ・新採用及び局配置転換職員研修
- ・普通救命講習（平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・応急手当普及員講習（平成16年5月に実施し、各事務所に配置）
- ・資源循環研修会

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断に加え、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

(1) 特別健康診断等

じん肺健康診断、埋立処分地（硫化水素中毒予防）健康診断、腰痛健康診断、破傷風予防接種

(2) その他

作業用被服のクリーニング、救急薬品の配付

3 事故防止対策

労働衛生教育や研修等の諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 労働衛生教育等

交通安全講習会、安全作業マニュアル研修

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

第8 (財)横浜市資源循環公社

廃棄物の適正な処理、処分と資源化再利用を行い、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援するとともに、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に、横浜市資源循環公社を設立し、事業を行っています。

1 概要

- (1) **設立年月日**
昭和 55 年 10 月 1 日
- (2) **所在地**
横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地の 56
横浜市みなとみらい 2 1・クリーンセンター 6 階
- (3) **基本財産 (平成 22 年 4 月 1 日現在)**
10,000 千円

2 事業内容

- (1) **南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業**
南本牧廃棄物最終処分場の管理並びに搬入される廃棄物の点検、検量、埋立処分及び処分費の徴収等を行っています。
- (2) **廃棄物管路収集施設管理運営事業**
みなとみらい 2 1 地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する施設の管理運営を行っています。
- (3) **クリーンセンタービル管理事業**
横浜市みなとみらい 2 1・クリーンセンタービルの事務室施設の管理を行っています。
- (4) **グリーンコンポスト施設管理運営事業**
樹木をせん定した際に出る枝を粉碎・たい肥化し、グリーンコンポスト (土壌改良材) を製造し、緑化推進事業への利用と農家等への供給を行っています。
- (5) **資源選別施設管理運営事業**
分別収集により集められた資源物 (缶・びん・ペットボトル等) の選別・資源化施設の管理運営を行っています。
- (6) **粗大ごみ受付収集事業 (収集区: 港南・磯子・金沢・戸塚・栄)**
市民から申込みを受けた粗大ごみを収集しています。また、市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードの管理運営を行っています。

(7) 資源回収センター管理運営事業

資源物を資源集団回収や分別収集に出せない市民のために、随時受入れができる資源回収センターの管理運営を行っています。

(8) 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業

神明台処分地のスポーツ施設及び多目的広場等の管理運営を行っています。

(9) 輸送事務所管理運営事業

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(10) 指定管理者としてのリサイクル施設の管理運営事業

港南リサイクルプラザ、青葉リサイクルプラザ及び神奈川リサイクルコミュニティセンターの3つのリサイクル施設について、指定管理者として管理運営を行っています。

なお、神奈川リサイクルコミュニティセンターについては、エコライフかながわ活動機構との共同事業体として指定を受けています。

(11) 搬入土砂監視検査事業

建設発生残土の搬入土砂監視・検査を行っています。

(12) 南本牧処分場陸地部有効活用事業

処分場陸地化部分の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸し付ける事業を行っています。

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

(平成22年4月1日現在)

| 種別 | 取扱区分 | 手数料及び費用 | | | 徴収方法 |
|---------------|--|---|------------------|-------|--|
| | | 通常の場合 | 特別に加算する場合 | | |
| | | 額 | 基準 | 額 | |
| 動物の死体 | | 1個につき 6,500円 | | | その都度徴収する。 |
| し尿 | 第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 | 便器1基につき 3,000円 | | | 収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。 |
| 動物の死体以外の一般廃棄物 | (1) 第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 | 1キログラムにつき 26円 | 処理が通常の方法により難しい場合 | 5割相当額 | (1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。 |
| | (2) 第26条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 | 事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額 | | | (2) その都度徴収する。 |
| | (3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合 | 1キログラムにつき26円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する | | | (3) 収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)により徴収する。 |
| | (1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合 | 1キログラムにつき 13円 | | | その都度徴収する。 |
| | (2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき | 1立方メートルにつき 3,250円 | | | |
| 産業廃棄物 | (1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物 | 1キログラムにつき 13円 | 処理が通常の方法により難しい場合 | 5割相当額 | その都度徴収する。 |
| | (2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの | 1立方メートルにつき 3,250円 | | | |
| | (1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥 | 1キログラムにつき 13円 | | | |
| | (2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの | 1キログラムにつき 15円50銭 | | | |

2 ごみ処理手数料の推移

| 区分 施行年月 | 単 位 | ごみ処理手数料 | 備 考 |
|------------|------------------|-------------------------------------|--|
| 昭和 26.9 | 2 斗 入 (4.5kg) | 5 円 | 昭和 26. 8 市じん芥条例の制定 |
| 29.10 | 〃 | 5 円 | 昭和 29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定 |
| 33.12 | 5 キログラム | 5 円 | 昭和 33.10 計量法改正に伴う改正 |
| 37. 4 | 1 キログラム | 70 銭 | 昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料) |
| 40. 8 | 〃 | 1 円 | 昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正 |
| 41. 4 | 〃 | 2 円 | 昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正 |
| 47. 2 | 〃 | 〔処分地搬入 1 円 50 銭 工場搬入 2 円〕 6 円 | 昭和 46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定 |
| 49. 4 | 〃 | 〔処分地搬入 2 円 工場搬入 3 円〕 7 円 | 昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 51. 4 | 〃 | (施設搬入 3 円 50 銭) 11 円 | 昭和 50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 53. 4 | 〃 | (施設搬入 5 円) 15 円 | 昭和 52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 59. 2 | 〃 | (施設搬入 6 円) 17 円 | 昭和 58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 平成 5. 4 | 〃 | (施設搬入 9 円 50 銭) 26 円 | 平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定 |
| 9. 1 | 〃 | 粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める | 平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 |
| 13. 4 | 〃 | (施設搬入 13 円) | 平成 12.12 〃 平成 13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正 |

3 動物死体処理手数料の推移

| 区分 施行年月 | 単 位 | 動物死体処理手数料 | 備 考 |
|------------|-------|-----------|---|
| 昭和 26.9 | 1個につき | 200円 | 昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託 |
| 41.4 | 〃 | 400円 | 昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正 |
| 47.2 | 〃 | 500円 | 昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定 |
| 51.4 | 〃 | 1,200円 | 昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 52.4 | 〃 | 1,500円 | 昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 53.4 | 〃 | 2,000円 | 昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 59.2 | 〃 | 2,500円 | 昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 |
| 平成 5.4 | 〃 | 3,000円 | 平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定 |
| 13.4 | 〃 | 4,500円 | 平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正 |
| 17.4 | 〃 | 6,500円 | 平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 |

